

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市

1 国際戦略総合特別区域の名称

関西イノベーション国際戦略総合特区

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

関西が絶対的な強みを有する医療・医薬、バッテリー・エネルギー等を当面のターゲットに、今後、我が国だけでなく、アジア等で大きな課題になるであろう高齢化やエネルギー問題に対応できる、課題解決型ビジネスの提供、市場展開を後押しする仕組みを構築する。

これにより、スピード感をもって、我が国経済の再生と震災からの復興に貢献するとともに、我が国やアジア等の医療問題や環境問題を克服し、持続的な発展に寄与する国際競争拠点を形成していくことをめざす。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：世界における輸入医薬品市場シェアの拡大

数値目標(1)：関西の世界シェア 1.2% (1,890 億円) (2010 年)

→1.6% (3,300 億円) (2015 年) →2.4% (7,800 億円) (2025 年)

評価指標(2)：世界における輸入医療機器市場シェアの拡大

数値目標(2)：関西の世界シェア 1.0% (660 億円) (2010 年)

→1.3% (1,200 億円) (2015 年) →2.0% (2,800 億円) (2025 年)

評価指標(3)：関西のリチウムイオン電池の生産額

数値目標(3)：2,300 億円 (2010 年) →5,800 億円 (2015 年)

→3 兆 8,500 億円 (2025 年)

評価指標(4)：関西の太陽電池の生産額

数値目標(4)：2,500 億円 (2010 年) →3,800 億円 (2015 年)

→1 兆 1,300 億円 (2025 年)

3 特定国際戦略事業の名称

医薬品、医療機器、先端医療技術（再生医療等）、先制医療、バッテリー及びスマートコミュニティを当面のターゲットに、今後、我が国だけでなく、アジア等で大きな課題になる高齢化やエネルギー問題に対応できる、課題解決型ビジネスの提供、市場展開を後押しする仕組みの構築を目指す。これにより、スピード感をもって、我が国経済の再生と震災からの復興に貢献するとともに、我が国やアジア等の医療問題や環境問題を克服し、持続的な発展に寄与する国際競争拠点を形成していくことを目標とする。このための規制の特例措置や税制、財政、金融上の支援措置を活用しながら、先端的なシーズや研究成果をいち早く実用化し、市場化に結びつけるイノベーションを次々に生み出す世界レベルの仕組み「イノベーションプラットフォーム」（※企業や地域単独では解決できない政策課題について、府県域を越えて資源を集中化して取組むことで、次々にイノベーションを創出することにより実用化・市場化を図っていく仕組み。）を以下のような概要で構築する。

- I 研究、開発から実用化へのさらなるスピードアップと、性能評価等による国際競争力の強化
 - (1) 地域資源を活用した審査体制・治験環境の充実
 - (2) 先端・先制医療技術に関する審査・評価プラットフォームの構築（人材育成含む）
 - (3) 放射光とシミュレーション技術を組み合わせた革新的な創薬開発の実施
 - (4) イメージング技術を活用した創薬の高効率化
 - (5) SPring-8 を活用した次世代省エネ材料開発・評価
 - (6) バッテリー戦略研究センター機能の整備
 - (7) スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備
- II 多様な産業・製品の最適な組み合わせによる国際競争力の強化
 - (1) 医薬品の研究開発促進
 - (2) 診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進
 - (3) 先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化
 - (4) 先制医療等の実現に向けた環境整備・研究開発促進
 - (5) イノベーション創出事業
 - (6) パッケージ化した医療インフラの提供
 - (7) 国際的な医療サービスと医療交流の促進
 - (8) 高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信
 - (9) 世界No1 のバッテリースーパークラスターの中核拠点の形成
 - (10) 湾岸部スマートコミュニティ実証によるパッケージ輸出の促進
 - (11) けいはんな学研都市での新たな技術実証による新技術の確立と国際市場の獲得
 - (12) 次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得
 - (13) 事業性を確保した運用によるスマートコミュニティのビジネスモデル構築
 - (14) I C T をベースにしたバッテリー・エネルギー関連プロジェクト創出支援
 - (15) M I C E 機能強化と海外プロモーション
- III イノベーションを下支えする基盤の強化
 - (1) イノベーションを担う人材育成・創出
 - (2) 医療機器等事業化促進プラットフォームの構築
 - (3) 医療機器・新エネルギー分野等でのものづくり中小企業の参入促進
 - (4) 医薬品・医療機器等の輸出入手続きの電子化・簡素化
 - (5) クールチェーンの強化とガイドライン化
 - (6) 国際物流等事業者誘致によるアジア拠点の形成
 - (7) 国内コンテナ貨物の集荷機能の強化
 - (8) 港湾コストの低減
 - (9) 民の視点からの港湾経営の実現
 - (10) 先端産業、物流関連企業等の立地促進による創荷

○特定国際戦略事業名

- ①<<イメージング技術を活用した創薬の高効率化>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
- ②<<SPring-8を活用した次世代省エネ材料開発・評価>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)

- ③<<医薬品の研究開発促進（次世代ワクチンの開発）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
- ④<<医薬品の研究開発促進（核酸医薬の製造に係る生産技術の確立）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)
- ⑤<<医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
- ⑥<<医薬品の研究開発促進（ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)
- ⑦<<医薬品の研究開発促進
(P E T 薬剤の臨床適用を迅速かつ効率的に実施するための措置)>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
- ⑧<<診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進（ロボットテクノロジーを核とした、医工・看工連携による高齢化社会対応機器・サービスの開発・実証）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)
- ⑨<<先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化（再生医療・細胞治療の実用化促進）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
- ⑩<<先制医療等の実現に向けた環境整備・研究開発促進
(先制医療の実現に向けたコホート（疫学）研究・バイオマーカー研究の推進、
先制医療への移行を促進するための環境整備)>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
- ⑪<<イノベーション創出事業>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)
- ⑫<<国際的な医療サービスと医療交流の促進>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)
- ⑬<<高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)
- ⑭<<湾岸部スマートコミュニティ実証によるパッケージ輸出の促進（再生可能エネルギー等、多様なエネルギーを利用した電力インフラのシステム構築）>>
(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)
- ⑮<<次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による
国際市場の獲得>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)
(次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金 別紙1－4)
- ⑯<<クールチェーンの強化とガイドライン化>>

(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)

⑯<<国際物流等事業者誘致によるアジア拠点の形成>>

(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)

⑰<<先端産業、物流関連企業等の立地促進による創荷>>

(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2)

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

i) 一般国際戦略事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定国際戦略総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

①<<地域資源を活用した審査体制・治験環境の充実（PMDA－WEST機能の整備及び治験センター機能の創設）>>

(医療施設運営費等補助金 別紙1－4)

②<<放射光とシミュレーション技術を組み合わせた革新的な創薬開発の実施>>

(科学技術試験研究委託費 別紙1－4)

③<<バッテリー戦略研究センター機能の整備>>

(先導的都市環境形成促進事業 別紙1－4)

④<<湾岸部スマートコミュニティ実証によるパッケージ輸出の促進（スマートコミュニティ関連の技術の実証・事業化とショーケース化）>>

(先導的都市環境形成促進事業 別紙1－4)

⑤<<診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進>>

(課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間での連携支援事業)

別紙1－4)

⑥<<医療機器等事業化促進プラットフォームの構築>>

(課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間での連携支援事業)

別紙1－4)

⑦<<国内コンテナ貨物の集荷機能の強化>>

(国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業 別紙1－4)

⑧<<港湾コストの低減>>

(港湾整備事業 別紙1－4)

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙1－9)

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった主な措置及び協議の状況

・PMDA－WEST機能の整備

・医薬品医療機器総合機構（PMDA）出張所の設置による優先相談・審査の実施

コスト面の検討等とあわせて、革新的医薬品・医療機器・再生医療製品創出に向けて、ニーズに応じたPMDAの出張形式による薬事戦略相談やテレビ会議システムを利用した事前面談の拡大等を行っていくことで、まずは基本的な合意が得られた。

また、厚生労働省は独立行政法人の行政改革の方針との整合性やPMDAの業務の効率性等を検討し、地域はニーズを示しコスト等を検討することで、双方合意の下、機能の整備に向けて引き続き協議していくこととなった。

今後、地域においては、GMP・GCP・GLPの実地調査に係る15名規模での大阪事務所（PMDA-WEST）設置に向け、国との協議を促進するための体制を構築するとともに、同機能の整備に向けた体制を構築し、薬事戦略相談や事前面談の実施、革新的な技術の安全性と有効性を評価できる人材の交流・育成予算の活用といった取組みを進めていく。また、関西に知見が集中する新しい技術領域（新たな抗体医薬や再生医療、細胞治療など）の迅速な実用化に向けた取組みを進めていく。

・高度医療に関する権限委譲

・ヒト幹細胞を用いた臨床研究の実施にかかる手続の特例

地域において、中央IRBのような体制構築ができるか検討を行うとともに、厚生労働省は、その結果も踏まえつつ特区における審査委員会実施のための枠組みや工夫の余地などについて検討を行うものとして、当該権限の委譲等の実現の可否も含め、双方の合意の下、引き続き協議していくこととなった。今後、地域においては、提案の実現を目指して、再生医療等の分野において特区内の大学・研究機関等が協働した中央IRBのような仕組みの構築に取り組んでいく。

・薬事承認を受けていない院内合成PET薬剤の譲渡許可

協議を行うことにより、現行法令体系においても、譲渡元の医療従事者が譲渡先での身分を併せ持つ形など、譲渡先の医療従事者が薬剤を合成することが明確になる形態をとることにより、提案は実施可能となった。

さらに、対象医療機関の拡大等に対応する方策について協議したところ、再生・細胞医療に関する通知における複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件と同様の要件を満たすものであれば、院内合成PET薬剤の譲渡を行うことは差し支えないとの見解が得られた。今後、指定自治体においては、「同様の要件」について、実施体制等、具体的な内容について検討を進め、引き続き協議を行う。

・設備共用受電下における全量買取用太陽光発電電力を災害時に限り需要家に融通できるよう制度の創設

協議を行うことにより、設備共用受電下における全量買取及び災害時の電力融通について現行法令上対応可能となった。今後、指定自治体においては、提案の実現を目指して、関係事業者と協議しつつ、蓄電池やメガソーラー等を活用した安価で安定的な新しい電力供給システムの構築に取り組んでいく。

・医薬品・医療機器等の輸出手続きの電子化、簡素化のための薬事法施行規則等の緩和

地元が、厚生局、税関等の関係機関と連携することを条件に、厚生労働省において特例措置等について具体的に検討を行うこと、また、平成25年度から関西国際空港で実証実験を行うことができるよう引き続き協議することが確認された。

今後、指定自治体においては、本省と出先機関との円滑な調整や事務の効率的な見直しな

どについても国の役割を求めつつ、提案の実現を目指して、業務実態の分析や実施体制の構築などに取り組んでいく。

(別紙) 関西イノベーション国際戦略総合特区における留保条件への対応

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【1／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<イメージング技術を活用した創薬の高効率化>>

(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社 ナード研究所

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
分子イメージング技術を活用した、PET・SPECT用試薬の研究開発、腫瘍や脳神経領域をターゲットにした新規リガンドの共同開発、臨床研究用GMP対応試薬の合成。

合成技術を活用した、新規物質のデザインや製造プロセス開発などによる医薬品の研究開発促進。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する目標を達成する事業を含む)

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

輸入医薬品市場に係る関西の世界シェアについては、2010年1.2% (1,890 億円) を2015年に1.6% (3,300 億円)、2025年に2.4% (7,800 億円) へと拡大させるとの数値目標を掲げており、当該事業を含む「医薬品の研究開発促進」は、当該数値目標の達成への寄与度を最もレベルの高い25%としている。

分子イメージングは、生物が生きた状態のまま外部から生体内の遺伝子やタンパク質などの様々な分子の挙動を観察する技術であり、この技術の活用により、薬剤の用量測定、薬効評価を通じた創薬開発プロセスの改革が可能となる。またさらに、マイクロドーズ・早期探索的臨床試験へと応用が進めば、化合物選択の歩留まりを高め、新薬開発が効率化され、新薬開発コストの削減と開発期間の短縮が期待される。

本事業では、用量測定や薬効評価に用いられるPET・SPECT用試薬の開発・製造(GMP対応品含む)・販売やマイクロドーズ・早期探索的臨床試験に用いられる開発候補品とその前駆体の開発・製造(GMP対応)を行う神戸研究所を新たに整備し、特区内の理化学研究所・先端医療センターなどの研究機関と連携して医薬品の研究開発促進、イメージング技術を活用した創薬の高効率化を目指して活動する。

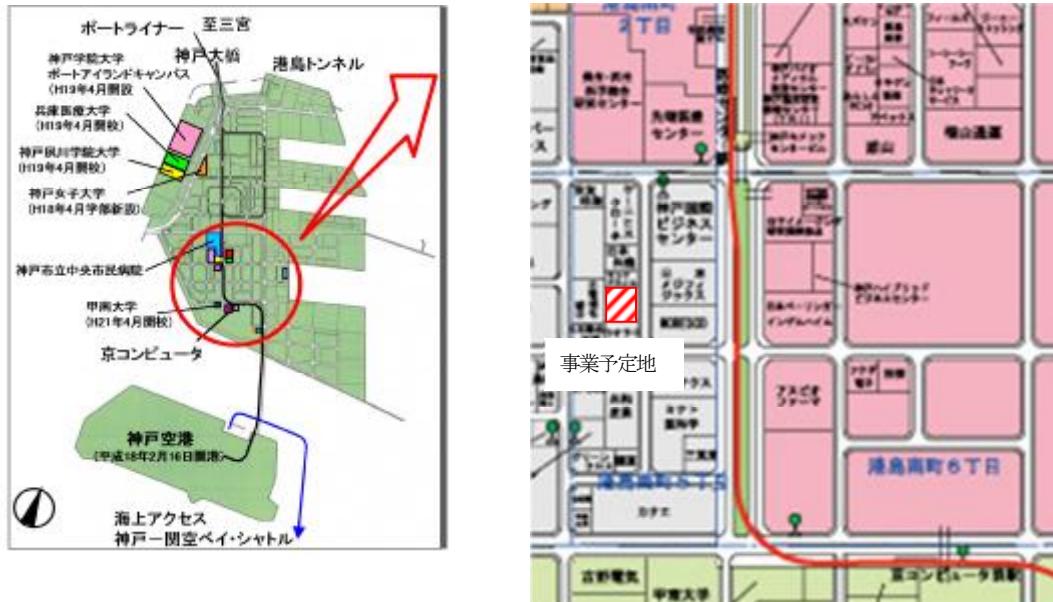
併せて、核酸モノマー合成、ペプチド合成などの有機合成技術を活用し、核酸医薬や中枢神経系制御薬の材料となる新規物質の合成や製造プロセス開発に取り組み、医薬品の研究開発の促進に寄与する。

当該事業は、先端的なシーズや研究成果をいち早く実用化し市場化に結びつけ、我が国の国際競争力を強化することに寄与するために必要な事業である。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

上記a)にかかる建物・実験室設備・機器等一式

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
神戸市中央区港島南町5丁目4番1号（下図）



- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 24 年 12 月から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【2／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<SPri ng- 8 を活用した次世代省エネ材料開発・評価>>

(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

A社《企業名非公表》

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
大型放射光施設 SPring-8 内の《非公表》に《非公表》一連の設備を設置し、リチウムイオン二次電池、燃料電池などの次世代省エネルギーデバイスに関する製品開発あるいはその材料開発、品質管理及び生産性向上等あらゆる段階で産業界が行う試験・評価を実施する。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第1項第5号 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
当該特定国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標として、関西のリチウムイオン電池の生産額について、2010年の2,300億円を2015年に5,800億円、2025年に3兆8,500億円へと拡大。
この目標を達成するためには、スマートコミュニティや次世代自動車等の普及の最重要製品であるリチウムイオン二次電池、燃料電池等の次世代電池材料の革新的な製品開発、品質管理及び生産性向上等あらゆる段階で産業界が行う試験・評価を実施することが必要であるが、既存装置のみでは対応できないことから、大型放射光施設 SPring-8・《非公表》に新たに《非公表》を設置することは、目標達成に不可欠な事業実施である。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
材料の開発にはその材料が機能している状態を観察することが不可欠であるが、《非公表》。作動状態の観察には、《非公表》である放射光の存在が欠かせない。また、《非公表》が重要であることは言うまでもない。これらの要請から《非公表》ための設備を導入する。必要な設備は以下の通り
 - 1) 《非公表》
 - 2) 《非公表》※ 上記設備においては、24年度内に事業に供することができない場合があります。
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目 SPring-8 内
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年上半期から事業実施予定（平成25年3月）

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>>【3／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<医薬品の研究開発促進（次世代ワクチンの開発）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

一般財団法人 阪大微生物病研究会

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
一般財団法人 阪大微生物病研究会は、これまで 20 種を超える生物学的製剤の開発に成功してきたが、今回新たに、大阪大学敷地内に整備される大阪大学微生物研究所南館の一部に、P 3 施設（病原微生物が外部に漏洩しない構造になっている安全実験施設）を含む次世代ワクチン基礎研究室（仮称）を設置し、大阪大学及び（独）医薬基盤研究所と共同で、「経鼻投与型インフルエンザワクチン」や「マラリアワクチン」をはじめとする次世代ワクチンの研究・開発を進める。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
輸入医薬品市場に係る関西の世界シェアについて、2010 年の 1.2% (1,890 億円) を 2015 年に 1.6% (3,300 億円)、2025 年に 2.4% (7,800 億円) へと拡大させるとの数値目標を掲げ、「次世代ワクチンの開発」を含む「医薬品の研究開発促進事業」は、当該数値目標の達成への寄与度を最もレベルの高い 25% としている。「医薬品の研究開発促進事業」の中でも、とりわけ当該分野については、生命の安全と健康状態の確保という全人類的な課題に直結するものであり、近年、インフルエンザ等をターゲットとした次世代ワクチンの研究開発に世界的な競争が激しさを増している。こうした背景のもと、日本最先端のワクチン研究を行っている北大阪地区の主要機関が中心となり、「先端医療開発特区（スーパー特区）」採択課題「次世代・感染症ワクチン・イノベーション特区」の枠組みの中で、「経鼻投与型インフルエンザワクチン」や「マラリアワクチン」、また、これらに続く次世代ワクチンとして、「飲むワクチン」「貼るワクチン」等の研究開発を促進し、世界のワクチン市場の獲得を目指している。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
・機器類等（滅菌・乾燥機器類、培養機器類、遠心機器類等）
・P 3 施設（病原性の高い病原体が実験室外へ汚染することのないよう、封じ込め構造となった実験室のこと。）
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
次世代ワクチンの開発に関する事業を実施する事業者：一般財団法人 阪大微生物病研究会
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
大阪府吹田市山田丘 3-1 大阪大学微生物病研究所南館（8階、9階フロア）
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 25 年 4 月から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【4／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<医薬品の研究開発促進（核酸医薬の製造に係る生産技術の確立）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社ジーンデザイン

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
株式会社ジーンデザインは、これまで、ハイブリッドデコイ等の次世代型核酸医薬の開発に成功してきただが、今回新たに、国内で初めてとなる核酸医薬に関するCMC（※）研究センターを設置し、大阪大学及び（独）医薬基盤研究所と共同でCMC技術の開発・実証・評価を進める。

※CMC（Chemistry, Manufacturing, and Controls）：医薬品申請に必要な原薬や製剤の物理化学、製造、品質に関する試験

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

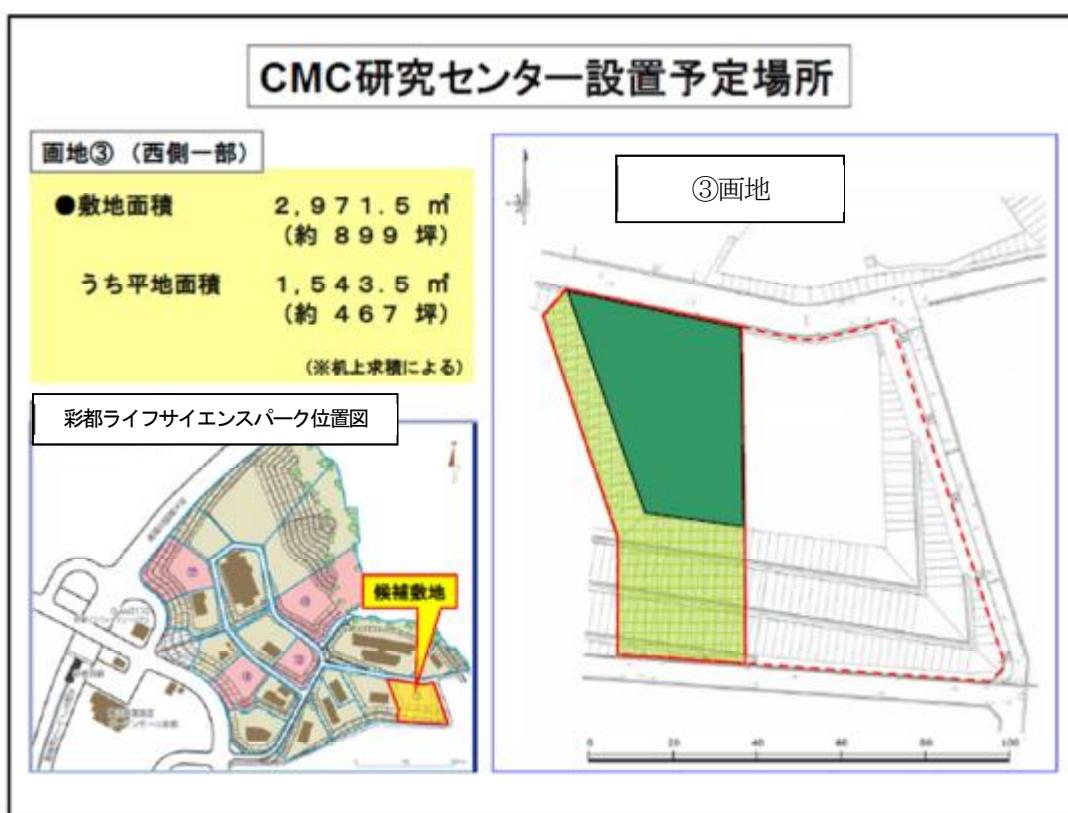
輸入医薬品市場に係る関西の世界シェアについて、2010年の1.2%（1,890億円）を2015年に1.6%（3,300億円）、2025年に2.4%（7,800億円）へと拡大させるとの数値目標を掲げ、「核酸医薬の製造に係る生産技術の確立」を含む「医薬品の研究開発促進事業」は、当該数値目標の達成への寄与度を最もレベルの高い25%としている。「医薬品の研究開発促進事業」の中でも、バイオ医薬品、とりわけ核酸医薬品については今後主流になる次世代医薬品と言われている。

現在、大型医薬品の世界売り上げ上位10品目のうち4品目が抗体医薬などのバイオ医薬品（2007年現在）で、2014年で8品目がバイオ医薬品と予測され、今後バイオ医薬品が不動の地位になることが見込まれている。現在バイオ医薬品の中では抗体医薬品が主流となっているが、開発にかかるコストが莫大という課題がある。これに対し核酸医薬品は抗体医薬に比べ大幅に開発コストを抑えることができるうえ、開発期間も短いなどの利点があり、抗体医薬に代わる次世代のバイオ医薬品と言われている。さらに抗体医薬市場は欧米の製薬大手が寡占状態であり日本の製薬企業は大幅に出遅れているが、世界で上市された核酸医薬品は2品目のみで世界の製薬企業が開発途上にあり、日本では製薬企業をはじめ大学やバイオベンチャー企業において研究開発段階にある核酸医薬の候補品が多数あることや、DDS・検査などの技術が優れていることから世界における医薬品市場のシェア増大を十分に狙える位置にいる。

こうした背景のもと、日本最先端の核酸医薬研究開発を行っている北大阪地区の主要機関を中心となり、核酸医薬の製品化、国内外での販売に必要な品質等に関する試験を行うCMCセンターを整備し、CMC技術の開発、実証、評価を進める事業であり、わが国の医薬品分野の成長のために早急に整備が必要な事業である。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

- ・核酸医薬 CMC 研究センター施設
 - ・分析装置（質量分析装置等）
 - ・試験製造機器（高速遠心機等）
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目③画地



- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 24 年 9 月（特区計画認定後）から事業開始（予定）

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【5／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

TAOヘルスライフファーマ株式会社

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
アルツハイマー病治療薬（神経細胞死を直接阻止する低分子製剤）の開発
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は
製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事
業を含む。）
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目
標を達成するための位置付け及び必要性
輸入医薬品市場に係る関西の世界シェアにつき、2010年の1.2%（1,890億円）を2015年に1.6%
(3,300億円)、2025年に2.4%（7,800億円）へと拡大させるとの数値目標を掲げ、当該事業を含む
「医薬品の研究開発促進」は、当該数値目標の達成への寄与度を最もレベルの高い25%としている。
2025年には3.8人に1人が高齢者という事態を迎える我が国にとり、高齢者の社会参加は経済活
動のレベルを保つために必須であり、現在有効な治療薬が存在しないアルツハイマー病の根本治療薬
の実現が待望されている。
今般、京都大学を中心とした研究事業において、根本治療の道筋を拓く画期的創薬ターゲット及び
既存の薬剤にはない新規作用メカニズムに基づく治療薬のシーズが発見され、このシーズから開発候
補化合物を得るために、京都大学発ベンチャーとして上記事業者が平成23年11月に設立され、京都大
学より関連する知財の譲渡を受けて研究開発に着手したところである。
当該事業はアルツハイマー病に対する根本治療薬の実現を通じて、我が国のみならず高齢化が進む
アジアを中心とした海外における医薬品市場の拡大を図り、もって我が国関連産業の国際競争力強化
につなげるために必要な事業である。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
上記a)の開発にかかる実験室設備・機器等一式
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
神戸市中央区港島南町6丁目7番6号（神戸ハイブリッドビジネスセンター内）
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年4月から事業実施

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【5／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社カン研究所

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
神経変性疾患、がんの再発・転移、難治性免疫疾患における細胞生物学研究および治療薬創出
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は
製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する
事業を含む。）
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目
標を達成するための位置付け及び必要性

株式会社カン研究所は、神経変性疾患、がんの再発・転移、難治性免疫疾患を重点研究領域として
「創薬につながる細胞生物学研究 (Integrative Cell Biology for Medicine)」を展開している。

株式会社カン研究所にて開発した細胞分離技術の神経変性疾患移植再生治療への応用を目指し《非
公表》た共同研究を展開している。特に、iPS細胞を用いた《非公表》再生治療を世界に先駆けて
実現すべく、《非公表》再生医療の実現化《非公表》プロジェクトに協力企業として参画していると
ころである。

今後は現在取り組んでいる創薬活動をさらに推進するとともに、アカデミア等の外部研究機関にお
ける臨床研究者との連携や協働により、神経変性疾患領域での研究開発を推進し治療薬の創出につな
げていく。これは本特区に掲げる輸入医薬品市場における関西の世界シェアについて、平成22年の
1.2%を平成37年に2.4%へと拡大させる数値目標に寄与するものであるとともに、我が国関連産業
の国際競争力強化につなげるためにも必要な事業である。

また、これらの研究開発および治療薬創出を具体化するため、アカデミア等の外部研究機関との連
携及び国際的な人材の獲得・育成に取り組み、神経変性疾患領域などでの国際競争力を有する研究開
発を進める研究拠点が必要となる。

これらの取り組みにより、我が国の持続的な発展に寄与する国際競争拠点を形成していくため、中
枢神経系制御薬の研究開発および治療薬創出の推進を図り、平成26年2月に新たな研究施設の完成
を目指す。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
上記a)の開発にかかる研究施設、研究施設の建物付帯設備等、実験室設備・機器等一式
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
兵庫県神戸市中央区港島南町6丁目（下図用地を予定）

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。



- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成25年度下半期から新たな研究施設での事業開始予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【5／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）>>

（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

千寿製薬株式会社

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
点眼剤を用いた視神経保護作用による新たな緑内障治療薬の開発
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

緑内障患者は、日本国内で400万人以上と言われ、日本緑内障学会での調査（多治見スタディ）では、40歳以上の5.0%が罹患していると推定されている。諸外国での緑内障患者数は、中国では940万人以上、Thomson Reuters(Healthcare) Inc によると米国においても緑内障患者は、1260万人存在すると推定されている。また、緑内障は、適切に治療されなければ失明に至る重篤な視機能障害であるため、常に失明原因の上位を占めている。これまで、緑内障の治療方法は、眼圧を下降させる対処療法がほとんどであるが、近年では、眼圧は正常範囲であっても視野狭窄が発生する『正常眼圧緑内障』が特に日本やアジア諸国の緑内障患者の中に多数の潜在患者として存在すると推定されている。このため、視野狭窄の原因となり、中枢神経と密接なつながりのある網膜の神経細胞死を直接抑制する治療剤の研究が国際的に注目されている。

本事業では、緑内障の視野狭窄の本態である網膜神経節細胞死の抑制効果を持つ薬物を後眼部疾患治療用点眼剤として研究開発を行う。さらに、候補化合物を用いることによって、緑内障の発症メカニズムや標的組織である網膜の存在する後眼部へのドラッグデリバリーシステムの設計・開発などこれまで薬物治療が難しかった他の後眼部疾患治療薬開発に応用可能である。

当該事業は緑内障治療薬を通じて、我が国のみならず、米国、欧州、アジアなど海外における医薬品市場の拡大を図り、本特区に掲げる、輸入医薬品市場における関西の世界シェアについて、2010年の1.2%を2015年に1.6%、2025年に2.4%へと拡大させる数値目標に寄与し、我が国関連産業の国際競争力強化につなげるために必要な事業である。

（参考資料）

日本緑内障学会緑内障診療ガイドライン作成委員会. 緑内障診療ガイドライン 第2版 日眼会誌 2006

山本哲也. 原発閉塞隅角緑内障のアジアの現状と日本 医学のあゆみ 2010

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

- 上記 a) の開発にかかる実験室設備・機器等一式
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
神戸市中央区港島南町一丁目 5 番 5 号 (神戸バイオメディカル創造センター内)
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 24 年 7 月から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【6／17】

1 特定国際戦略事業の名称

「
医薬品の研究開発促進（ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立）」
(国際戦略総合特区設備投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社ペプチド研究所

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a)当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供する製品、役務等の具体的な内容

株式会社ペプチド研究所はこれまで研究用試薬用ペプチドならびに糖誘導体の製造販売を行ってきた。企業や大学・研究機関などの需要の大きい高品質のペプチド医薬品合成に用いる医薬品中間体である保護ペプチド（※）を大量合成するため、製造施設の増築及び新たな分析機器等を整備する。こうした設備投資は、長年培ってきた研究試薬用ペプチドの合成技術ともあいまって、保護ペプチドの合成効率をあげ、その安定的な供給体制を確保するものである。

※保護ペプチド：ペプチド医薬品の主要原料であって、中間体として得られた保護基の結合したペプチドのこと。

b)施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

c)当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

ペプチド医薬品は、アミノ酸が連続した構造を取るペプチドを利用して生体内に存在する生理活性物質を化学的に合成した医薬品であり、開発対象領域は「がん」はじめ、「内分泌・代謝性疾患」、「感染症」、「循環器疾患」など多岐に及ぶものである。

本事業は、これまでに培ってきたペプチド合成技術をもとに、大量合成することが困難な技術の開発を行い、保護ペプチドの実生産段階へと発展させるものであり、日本発ペプチド医薬品の市場化促進と国際競争力の向上を下支えする事業である。

輸入医薬品市場に係る関西の世界シェアについて、2010年の1.2%（1,890億円）を2015年に1.6%（3,300億円）、2025年に2.4%（7,800億円）へと拡大させるとの数値目標を掲げ、「医薬品の研究開発促進事業」は、当該数値目標の達成への寄与度を最もレベルの高い25%としているが、同事業のなかでも、本事業は重要な位置を占めている。

d)当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備などの概要

- ・大量合成施設《非公表》
- ・分析機器等

e)当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f)当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目2番9号（彩都ライフサイエンスパーク内⑧画地）

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

g)当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年9月頃（特区計画認定後）から事業開始（予定）

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【7／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<医薬品の研究開発促進（PET薬剤の臨床適用を迅速かつ効率的に実施するための措置）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

当該特区内に於いて PET 薬剤を臨床適用の為に効率良く運営供給する事業体

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
《非公表》個々の患者ニーズに合わせて《非公表》PET 薬剤の供給を可能とする仕組みを構築する。このため、特区内に進出する事業体が、特区内に GMP 準拠 PET 薬剤研究製造施設を設置して、《非公表》PET 製剤（日本核医学学会が定める基準を満たす均質なもの）《非公表》を供給する。

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

急激な高齢化社会が進行する中、2002年4月に FDG - PET が保険適用されたこと等により、がんの発見や早期治療が患者の QOL の向上に大きな貢献する PET 検査への期待が高まっている。

また、新たに開発された PET 薬剤による PET 検査からもたらされる新たな PET 画像診断は、診療に直接役立つばかりでなく、新たな治療法や医療技術の開発の可能性を切り拓き、創薬開発の臨床応用や予防医療の発展にもつながるものである。こうした PET 検査への期待の高まりに応えていくためには、PET 薬剤の供給体制を拡充し、医療現場に安定的に PET 薬剤を提供する仕組みを整えることが不可欠である。

本事業は、《非公表》PET 薬剤の臨床適用を迅速かつ効率的に実施できるようにするものであり、前述のような医療を巡る高齢化、がん疾患などの課題を克服し、国民医療費の削減に寄与するとともに、今後、我が国以上のスピードで高齢化が進行するアジア諸国への展開も展望されるなど、国際競争力の向上にもつながる必要不可欠な事業である。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

生産供給施設等、敷地面積（1000～2000 m²）、延床面積（1500～2000 m²）、鉄骨造、地上2階建等（予定）

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

《非公表》

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

《非公表》

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【8／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進（ロボットテクノロジーを核とした、医工・看工連携による高齢化社会対応機器・サービスの開発・実証）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において、医療機器や医療関連産業の振興に資する拠点の整備・運営を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
循環器疾患や感覚器疾患、糖尿病、高血圧症などの生活習慣病患者の症状悪化を防ぐためには、日常生活における経時的なモニタリングが課題となっている。
バイタルデータは、脈波、血圧、血中酸素濃度血中ヘモグロビン数、心電計、体温、歩行速度など多くの情報を経時的に同時に測定しても、大気の汚染度合、気温、人や車の混雑状況、部屋の照明状態、所在する位置など環境によって変化することが考えられるため、周りの環境も含めたセンシングいわゆる街全体にあるセンサーと個人のデータを融合させ、これらをクラウドコンピューターでデータベース化し、患者の健康状態を観察・評価し、病状の悪化を防ぐことができる。そのため、本事業では、個人のバイタルデータと環境状況のデータセンシングができる最先端技術のセンサーフュージョンを利用し、生活習慣病患者の症状悪化防止から診療まで幅広く役立つ最先端医療健康維持デバイスおよびシステムの開発を行う。また得られる個別データの個人情報の取り扱いルールの整備など、医療法上の規制緩和及び規制強化のための実証実験などの支援を行う。

また、医療・健康分野の市場規模は全世界的に拡大していくことが予想されるが、日本では医療機器は輸入超過の状態にある。医療費支出の海外流出を抑え、日本の医療機器関連産業の振興を図るために、世界に展開できる機器、サービスの開発を進めることは喫緊の課題である。

本事業では、循環器領域における人工心臓など高度な先端医療機器の海外展開、開発に向け、環境に対応したセンシング技術を利用して、インプラントされた人工心臓やペース・メーカーなどを常時モニタリング、リモートメンテナンスできるシステムの開発を行う。

以上のように本事業では、個別化医療に対応した革新的な医療機器やそれらのシステムを開発するとともに、実証を行いながら、事業化を推進する。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第2項第5号 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システムの研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業では、センサー技術といったロボットテクノロジーを核とした、医工・看工連携により、日本が世界に誇る先進医療技術及び周辺サービスの開発を促進し海外に展開することをめざし、医療・健康機器やシステムの開発などを支援する。これにより、国内外において、医療技術の進歩に資する資本投入や技術開発が促進され、医療機器及び医療関連・周辺サービスの新たなビジネスモデルを開

拓することができる。

また、医療情報の共有化を行うための、医療生活データベースの構築を支援することで、医療のエビデンスを元にした未来型デジタルヘルス機器の商品化や個別化医療を推進する検査、健診キットの商品化を促進するほか、センサーフュージョンによる新たな機器や医療生活クラウドによる情報サービスなど新規のマーケットを開拓することが期待される。

このように、先進医療機器分野や医療関連・周辺産業への企業参入および特区内集積を図り、関西が掲げる、関西からの医薬品・医療機器の輸出を増加させ、世界市場でのシェアを倍増させるという目標に寄与するとともに、国際競争力強化へつなげる。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
 - a) 建物附属設備等一式
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
大阪駅周辺地区
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 24 年度下半期から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【9／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化（再生医療・細胞治療の実用化促進）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社 ベネシス（日本赤十字社の血漿分画事業部門と統合し、2012年10月に統合新法人の研究所を神戸医療産業都市地区に設立予定）

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
バイオ医薬品ならびに細胞治療や再生医療を臨床応用するにあたって、感染性病原体への安全性対策は必須であり、株式会社ベネシスにおいてこれまで取り組んできた血漿分画製剤の安全性向上に関する研究を更に進め、これを通じてバイオ医薬品や細胞・再生治療の実用化促進に貢献する。また、血漿分画製剤に関する更なる研究を通じて新規バイオ医薬品の開発についても取り組む。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
第2項第2号 神経細胞の再生及び移植による再生医療（以下この号において「高度再生医療」という。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
高齢化社会を迎えて、難病・希少疾病など様々な疾患に対する抗体医薬や遺伝子組換え製剤などのバイオ医薬品の開発やこれまでの医療を根本的に変革する可能性のある細胞・再生医療について、早期に実現化をはかることが国際競争力の強化にあたって喫緊の課題である。
バイオ医薬品開発や細胞・再生医療の実現においては、血漿分画製剤と同様、ウィルスなどの感染性病原体の除去／不活化工程を製造工程に組み入れること及びそれらの工程の効果を確認することが求められている。株式会社ベネシスは血漿分画製剤メーカーとして、血漿に混入するリスクのある感染性病原体について製造工程における除去／不活化や高感度検出法の導入などの安全性向上に取り組んできたが、このような感染性病原体に対する安全性向上に関する研究を更に進め、これを通じてバイオ医薬品や細胞・再生治療の実用化促進に貢献することが期待される。
また近年、グロブリン製剤（グロブリン：血漿中に含まれるタンパク成分）は多発性筋炎・皮膚筋炎や重症筋無力症など種々の神経・筋免疫難病に対する有効性が確認されており、多様な機能を有していることが知られているがその作用機序等については未だ不明な点も多い。株式会社ベネシスは、グロブリン製剤などの血漿分画製剤の研究を進めており、更なる研究を通じて、こうしたグロブリン製剤の作用機序を明らかにすることなどにより、新たな治療方法や新規創薬ターゲットの発見に繋がることも期待される。更に、血漿分画製剤に加えて、混入するウィルスのリスクを低減させた遺伝子

組換え蛋白質製剤を開発することにより、当該蛋白質による治療を必要とする患者に新たな選択肢を提供することが可能となる。

以上のように、当事業は、感染性病原体に対する安全性向上に関する研究やグロブリン製剤など血漿分画製剤に関する研究などを通じて、バイオ医薬品や細胞・再生治療の実用化促進、血漿分画製剤分野の国内自給率向上が図られることで、輸入医薬品市場に係る関西の世界シェアにつき、2010年 の1.2%（1890億円）を2015年に1.6%（3300億円、2025年に2.4%（7800億円）へと拡大させるとの数値目標に寄与し、我が国関連産業の国際競争力強化につなげるために必要な事業である。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

研究所施設

- ・神戸バイオメディカル創造センターに設置を予定している、ウィルス実験、動物実験および蛋白・遺伝子実験のための施設整備等一式

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

神戸市中央区港島南町1丁目5番5号（神戸バイオメディカル創造センター内）

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年10月から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【10／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<先制医療等の実現に向けた環境整備・研究開発促進(先制医療の実現に向けたコホート(疫学)研究・バイオマーカー研究の推進) >> (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

(株) エイアンドティー

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

当該特定国際戦略事業では、下記のものを開発、製造、提供していく。

(株) エイアンドティーでは、キャピラリー電気泳動を応用したタンパク質アルゴリズム解析システムを構築する。

注1) キャピラリー電気泳動の説明

微小細管（キャピラリー）に高電圧を印加して試料を分離させる試験方法

注2) タンパク質アルゴリズム解析システムの説明

生体内のタンパク質の働きを総合的に解析する仕組み

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第2項第4号 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他臨床研究に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

先制医療・個別医療における安全かつ効果的な治療の実施には、体内の特定の分子をターゲットにした標的薬が重要であるが、その特定分子の発現を診断するためには、バイオマーカーが重要な役割を果たす。そこで、本事業では、特区制度による規制改革等を活用しながら、治療薬の薬効予測、疾患の予後予測のためのバイオマーカー開発研究の推進を主たる目的とする。これにより先制医療等の実現を推進し、本特区に掲げる、輸入医薬品市場における関西の世界シェアについて2010年の1.2%を2015年に1.6%，2025年に2.4%へと拡大させる数値目標に寄与していく。一方で、我が国における治験実施体制は諸外国と比較するとまだ十分ではなく、極めて高度な本事業の成功により、海外で使用されている新たな診断薬と治療薬の日本への導入をスムーズに行える体制を推進し、国内関連企業の活性化を加速させることができる。さらに、我が国で問題となっている治験の空洞化の解消に大きく寄与すると期待されるテラノスティクス(*)を実施することが可能となる。

(*) Therapy と Diagnostics を合わせた造語で、治療方法を決定するための診断方法の開発を基軸とする米国 FDA 戦略。治療薬の選定を目的としたコンパニオン診断薬による個別化医療もこれに含まれる。例として、癌の成長因子（バイオマーカー）を抗体で検査診断し、成長因子の働きを抗体で抑え込んで、癌を治療する抗体医薬を挙げることができる。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

すべて、特区内の主な事業者である京都大学に設置する。以下、研究開発に必要な設備等を示す。

- 複数のタンパク質の波形パターンを解析することにより、複合的な視点から病態を解析するためのキャピラリー電気泳動装置

- ・生体内に存在する全代謝産物を網羅的に解析するためのメタボローム解析システム一式
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
京都市左京区聖護院川原町 53 京都大学大学院医学研究科内
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 24 年 3 月から事業開始

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【10／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<先制医療等の実現に向けた環境整備・研究開発促進（先制医療の実現に向けたコホート（疫学）研究・バイオマーカー研究の推進、先制医療への移行を促進するための環境整備）>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

宗教法人 在日本南プレスビテリアンミッション 淀川キリスト教病院

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
淀川キリスト教病院は、うめきた地区の知的創造拠点「ナレッジキャピタル」内に「未来型健診センター」を開設し、ライフィノベーションの推進に資する様々な取組みを進める。

具体的には、新たな健康への脅威を克服する予防医療推進のため、疲労の研究を中心とする健康科学（先制医療）分野での産学官連携を推進する拠点を設置し、大量収集した未病状態のバイタルデータ（検診データ等）と、他の地区（北大阪、神戸医療産業都市等）で得た疾病データを融合させて個人情報を匿名化し、新たなバイオマーカーの探索・発見のための研究データベースを構築する。

これを製薬メーカー・医療機器メーカーなど産業界に提供することで、新たな医薬品・医療機器の開発はもとより、従来の検診では実現できなかった疾病の超早期発見、発症前診断・治療介入の実施にも役立てる。

また、電子カルテや電子問診システム等による複数医療機関との情報共有を図るような地域医療情報共有モデルの研究開発のほか、健常人の疲労度の計測による新製品の疲労軽減効果に関する実証試験の場の提供も行う。

事業実施にあたっては、大阪大学、大阪市立大学、神戸大学、理化学研究所分子イメージング科学研究センター等の研究機関のほか、関西経済連合会や関西の産学連携支援機関等と連携する。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第2項第5号 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システムの研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業では、疾病予測を可能にする先制医療の実現をめざし、疲労の定量化技術を活用した研究で世界の最先端を走る大阪市立大学や、先制医療研究を推進する北大阪地区及び神戸医療産業都市地区とも連携しつつ、大量の未病データ及び疾病データの活用によるバイオマーカーの開発や、エビデンスに基づく機器、システム、サービスの開発などを支援する。

特に、医療産業に2次利用できるシステム（データベース構築等）の研究開発を支援することで、先制医療に関する各種バイオマーカーの商品化を加速することが可能となるうえ、新製品の疲労軽減効果に関する実証試験の場を提供することで、新たな機器、システム、サービスのマーケティング機能を向上させ、上市に向けたスピードを加速できる。

これにより、関西が掲げる、輸入医薬品市場における関西の世界シェアについて、2010年の1.2%

(1,890 億円)を2015 年に1.6%(3,300 億円)、2025 年に2.4%(7,800 億円)へと拡大させる数値目標、及び輸入医療機器市場における関西の世界シェアについて、2010 年の1.0%(660 億円)を2015 年に1.3%(1,200 億円)、2025 年に2.0%(2,800 億円)へと拡大させる数値目標に寄与するとともに、先制医療分野への企業の参入及び特区内への企業集積を図り、国際競争力強化につなげる。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
医療施設の建物附属設備等
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
大阪駅周辺地区（ナレッジキャピタル内）
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年度下半期から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【11／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<イノベーション創出事業>>（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

- ・株式会社コングレ
- ・特区内においてナレッジキャピタル施設を整備・運営する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
うめきた地区に開設予定の知的創造拠点「ナレッジキャピタル」は、アジアや世界のゲートウェイとして、海外市场への参入や海外からの人材・資金の誘引、製品開発へのユーザーニーズの反映やマーケティング、プロモーション等を促進し、「感性」と「技術」の融合により、新しいイノベーションを創出していく場である。

当該特定国際戦略事業では、ナレッジキャピタル内において、3,000人を収容可能な大型のホールを備えた本格的なコンベンションセンター、多目的シアター「ナレッジシアター」、展示・イベントスペース「ザ・ラボ」といった施設を開設・運営し、国際的な事業機会の創出を促進する様々なイベントを誘致し、開催する。

具体的には、ナレッジキャピタルが備える知的交流促進のための各機能と連携を図りつつ、独自の国内外ネットワークを最大限に活かし、ライフイノベーション、グリーンイノベーション等をテーマとする国際会議、学会、シンポジウムのほか、先端医療やスマートコミュニティ等に関する技術や研究成果の発表会、企画展、ワークショップを誘致、開催するなど、産学の交流を促し、情報発信や人材交流を促進する多種多様な事業を展開する。

また、国際会議の運営で培った経験を活かし、海外からの利用者に対する通訳・翻訳や、渡航に係る手続きの代行サービス、日本滞在に有益な情報等を提供するなど、ソフト面の様々な支援もを行うことで、イノベーション創出を強力に推進する。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第5項第2号 国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

第5項第3号 国際会議等への外国人の参加に必要な渡航に係る手続の代行又は当該渡航に付随して行う通訳案内その他の外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

アジア・世界に対して、積極的に関西やわが国の研究機関や企業の持つ高度な技術、研究成果、製品等のプロモーションを行うためには、情報を発信するとともに、海外からの人、モノ、情報を受け入れる基盤を整備する必要がある。

ナレッジキャピタルは、国内外からのアクセス性に優れた恵まれた立地条件を有するとともに、企業、研究者、投資家など様々な人材が集まり、交流する場や仕組みを備えることになるため、同一エ

リア内において前述のコンベンションセンター等の施設を展開することで、他に例のない、総合的なイノベーションプラットフォームが実現される。

特に、関西イノベーション国際戦略総合特区では、当面のターゲットとして関西に強みのある医療・医薬、バッテリー・エネルギーなどに係る市場シェアの拡大を評価目標に掲げているが、関西において創出された成果について、アジア・世界へのゲートウェイであり、かつ関西随一の交通の結節点であるうめきた地区に立地する当施設において、情報発信や人材交流を通じた事業化が促進され、当該分野で高度な技術、研究成果を有する関西の優位性をさらに高め、目標の達成に寄与するものである。

また、MICE機能の発揮により、高度専門人材や有力な海外企業を誘致するとともに、海外からの投資を呼び込むための環境整備にもつながり、関西の国際競争力強化にも大きく貢献するものである。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
コンベンションセンター、ナレッジシアター及びザ・ラボの建物附属設備等
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
大阪駅周辺地区（ナレッジキャピタル内）
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年度下半期から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【12／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<国際的な医療サービスと医療交流の促進>> (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において国際医療交流の拠点形成に資する医療サービスを提供する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
海外の高度な医療を提供する医療機関、研究機関とのネットワークを有する医療機関が、日本の医療技術の高度化・国際化の強化をめざすための国際医療交流の拠点となる医療施設を開業する。

当該医療施設においては、当該ネットワークを通じ、シンガポールを始めとしたアジア諸国やアメリカの基礎研究・臨床研究機関で高度な医療技術を習得した医師が診療にあたることにより、高度な医療の提供を行うものである。

また、海外での医療経験を有し、言語のみならず、海外の文化や生活様式を理解した医師による医療の提供により、外国人が来訪し、居住し、働きやすい環境整備をより一層充実させ、海外の有能な人材や優れた企業の集積を支援する都市インフラ機能の強化にもつながることから、国際医療交流の拠点形成に資するものである。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第2項第6号 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業

第2項第8号 高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続きの代行、当該渡航に付随して行う通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。第5項第3号及び第5条第3項第5号において同じ。）その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

国際戦略総合特別区域計画においては、評価目標として輸入医薬品、輸入医療機器の市場シェアの拡大を掲げている。国際医療交流の拠点となる医療施設の開業は、海外の医療機関、研究機関との連携強化を通じた医療従事者の活発な交流を促進し、医薬品、医療機器の市場拡大に寄与するもので、上記の目標の達成に資する事業である。また、都市インフラとしての医療の提供により、海外の有能な人材や優れた企業の流入を促し、海外からの投資を呼び込むための環境整備にもつながる、国際競争力強化のために不可欠な事業である。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

医療施設の建物付属設備等

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

大阪駅周辺地区

- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年上半期から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【13／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信>>
(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

次の高度専門病院等を整備・運営する者

- ① 神戸国際フロンティアメディカルセンター病院
- ② 神戸低侵襲がん医療センター
- ③ 西記念ポートアイランドリハビリテーション病院

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
 - ① 肝臓・消化器疾患にかかる国内外の患者を対象に、生体肝移植や内視鏡治療等の高度な医療を提供するとともに、医療機器の研究開発及び外国人医師等に対する医療機器・技術のトレーニングを実施する。
 - ② 放射線治療装置を用いた治療及び抗がん剤による化学療法の併用により、切らずに治す(=低侵襲)がん治療を提供する。
 - ③ 急性期を脱した早期回復期リハビリテーションを必要とする患者に対し、再発を予防しながら在宅復帰に向けた総合的かつ高度なリハビリテーションを実施する。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第2項第6号 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業(①～③)
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
当該事業は、高度専門医療分野に特化した医療機関の集積により国際医療交流の拠点を形成し、各分野において卓越した手技・技術を有する臨床医が外国人医師等に対しトレーニングを実施することにより、日本発の医療技術の海外展開及び世界標準化を促進することを目指している。
本特区において、輸入医療機器市場に係る関西の世界シェアにつき、2010年の1.0% (660億円)を2015年に1.3% (1,200億円)、2025年に2.0% (2,800億円)へと拡大させるとの数値目標を掲げているが、当該事業は高齢化が進むアジアを中心とした海外の医療人材の育成を通じて日本で開発・製造された医療機器の市場拡大を図り、もって我が国関連産業の国際競争力強化につなげるため必要な事業である。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
 - ①病院施設(敷地面積 約6,395m²、延床面積 約18,000m²、鉄骨造、地上8階建(予定))
 - ②病院施設(敷地面積 約8,546m²、延床面積 約9188.93m²、鉄骨コンクリート造、地上5階建)
 - ③病院施設(敷地面積 約3,377m²、延床面積 約7480.07m²、鉄筋コンクリート造・鉄筋鉄骨コンクリート造、地上6階地下1階建)



神戸医療産業都市地区施設配置図

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
 - ① 神戸市中央区港島南町1丁目5番地の1
 - ② 神戸市中央区港島南町8丁目5番地の1
 - ③ 神戸市中央区港島南町8丁目5番地
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
 - ① 平成24年夏頃から事業実施予定
 - ② 平成24年2月から事業実施
 - ③ 平成24年6月から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【14／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得>>
(けいはんな学研都市地区) (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

- ・B社《企業名非公表》
- ・特区内において電気自動車等のリチウムイオン電池と充電器の研究・開発及び電気自動車等のインバータやスマートコミュニティ分野の製品開発に必要なSiC半導体の研究・開発を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
けいはんな学研都市における「実証プロジェクト」による技術実証を早期に実用化することにより、スマートハウスや電気自動車等のエネルギー管理技術を一つのパッケージとして海外展開を図り、国際市場を早期に獲得し、こうした取組を通じて、アジアにおけるイノベーション拠点の形成につなげることとしているが、当該指定法人については、EV(電気自動車)、PHEV(プラグインハイブリッド自動車)用のリチウムイオン電池と充電器の接続方法を研究・開発することとしており、具体的には、車載用ラミネート型リチウムイオン電池《非公表》のための研究・開発、モジュール内の電圧検知及び温度検知を簡素化するための研究・開発を実施し、その実用化後の大量生産に向けた自動化、複合化の研究・開発を実施することとしている。

また、当該指定法人については、これまで大手自動車メーカーと半導体製造メーカーが共同で開発した《非公表》の開発において開発・設計を担当するなどの実績を有しており、今後、スマートコミュニティ分野の製品開発にとって重要なSiC半導体に必要な耐熱性能を有する樹脂の研究・開発、《非公表》の研究・開発を実施することとしており、これらの研究・開発のための研究開発型産業施設を建設予定。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第1項第5号 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業

第3項第3号 半導体素子、半導体集積回路の改良に係る技術その他先進的な技術を用いた半導体の研究開発又は製造に関する事業

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標として、関西のリチウムイオン電池の生産額について、2010年の2,300億円を2015年に5,800億円、2025年に3兆8,500億円へと拡大させるとの数値目標を掲げており、「次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得事業」については、当該数値目標の達成への寄与度を5%と位置付けている。

ECO自動車(HV、PHEV、EV)の基幹部品やインバータ、車載充電器、二次電池、端子台の研究・開発及び生産(量産化)や、ECO自動車分野やスマートコミュニティ分野におけるS

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

i C 半導体を搭載するパッケージの研究・開発が促進され、実用化された場合には、スマートハウスや電気自動車等のエネルギー管理技術を一つのパッケージとして海外展開を図り、国際市場を早期に獲得することが可能である。

また、スマートコミュニティ分野については将来的な市場拡大が予想される分野であり、この分野でのS i C 半導体を搭載するパッケージの実用化については他の事業分野への展開が可能となることから、我が国の経済の発展・海外市場獲得にとって波及効果の大きい事業である。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

- ・事務所、研究開発・生産施設（附帯設備を含む。）敷地面積 3,500 m²、延床面積 1,800 m²、鉄骨造、地上2階建等

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

京都府相楽郡精華町《以下非公表》

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成**24**年**10**月頃から実施（建設契約締結予定）

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【14／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得>>
(けいはんな学研都市地区) (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

C社《企業名非公表》

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
けいはんな学研都市における「実証プロジェクト」による技術実証を早期に実用化することにより、スマートハウスや電気自動車等のエネルギー管理技術を一つのパッケージとして海外展開を図り、国際市場を早期に獲得し、こうした取組を通じて、アジアにおけるイノベーション拠点の形成につなげることとしているが、当該指定法人については、次の開発・検証等を実施することとしている。

【BEMS関係】

- ビル内のエネルギー収集と見える化を対象としている従来のビル向けエネルギー・マネジメントシステムとは異なる新たなシステム（BEMS）を構築する。当該システムでは、既存のビル中央監視システムとのデータインタフェースを行い、ビル内の電気と熱設備機器の最適運用、トータルでのエネルギー量の削減を支援する仕組みを新たに構築する。加えて、その効果についても検証を行う。

また、地域エネルギー・マネジメントシステム（CEMS）とも情報連携を行い、デマンドレスポンスに対する各テナント、個人の取組に応じたインセンティブサービスのあり方について検証を行うとともに、環境性の向上を目的とした行動変革の推進及び地域全体としてのエネルギー削減の効果についても検証する。

【リチウムイオン電池関係】

- 特に大容量次世代リチウムイオン蓄電池を使用したピークシフト運転を実施し、ピークシフト機能、リアルタイム充放電制御、蓄電池のSOC管理、電池余寿命管理の検証を実施することにより、負荷平準化や新エネの余剰電力を吸収するために使用される蓄電池は長期間運用のスマートグリッドに耐えられる長寿命性が必要となることから、長寿命性能を有する次世代リチウムイオン電池を開発する。

また、このリチウムイオン電池の高効率性能の検証と電池の各種情報を収集することにより、状態把握と状態判定、異常検知を行うとともに、電圧のバラツキ制御などを行う管理システムとの連携の有効性を検証する。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第1項第4号 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業

第1項第5号 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標として、関西のリチウムイオン電池の生産額について、2010年の2,300億円を2015年に5,800億円、2025年に3兆8,500億円へと拡大させるとの数値目標を掲げており、「次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得事業」については、当該数値目標の達成への寄与度を5%と位置付けており、本事業により開発を行う新たなエネルギー・マネジメントシステムであるBEMS及び次世代リチウムイオン電池によるエネルギー管理技術を一つのパッケージとして海外展開を図り、国際市場を早期に獲得し、こうした取組を通じて、アジアにおけるイノベーション拠点の形成につなげるためには不可欠な事業実施である。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

・BEMS（ビルエネルギー・コントローラ）等

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

《企業名非公表》

- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

京都府相楽郡精華町光台1丁目

- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年7月頃から実施

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【14／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得>>
(けいはんな学研都市地区) (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社エム・システム技研

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
けいはんな学研都市における「実証プロジェクト」による技術実証を早期に実用化することにより、スマートハウスや電気自動車等のエネルギー管理技術を一つのパッケージとして海外展開を図り、国際市場を早期に獲得し、こうした取組を通じて、アジアにおけるイノベーション拠点の形成につなげることとしているが、当該指定法人については、ビルディングオートメーション・省エネ監視システム用コンポーネンツを中心とした次世代産業用電子機器の開発・実証等を実施することとしており、具体的には、今後、市場規模拡大が予想される太陽光発電の系統連携型リチウムイオン蓄電池システムを大規模に導入する施設について、建物全体のエネルギー使用状況、太陽光発電システムの発電量、サーバ電源バックアップ用リチウムイオン蓄電池の蓄電状況等のリアルタイム計測を可能とする機器を開発し、実証を実施することとしている。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第1項第3号 太陽光、風力、水力。地熱、バイオマス(動植物に由来する有機物である資源(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。)をいう。第5条第4項第2号において同じ。)その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用ができると認められるもの(第5条第1項第4号において「再生可能エネルギー源」という。)の利用に係る研究開発又は供給に関する事業

第1項第4号 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標として、関西のリチウムイオン電池の生産額について、2010年の2,300億円を2015年に5,800億円、2025年に3兆8,500億円へと拡大させるとの数値目標を掲げており、「次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得事業」については、当該数値目標の達成への寄与度を5%と位置付けている。ビルディングオートメーション・省エネ監視システム用コンポーネンツを中心とした次世代産業用電子機器の開発・実証を進めることにより、既存のビル管理システムやBEMS機器についてどこのメーカーのものでも連携が可能なインターフェースを構築することが可能となり、実用化された場合には、スマートハウスや電気自動車等のエネルギー管理技術を一つのパッケージ

として海外展開を図り、国際市場を早期に獲得することが可能である。エネルギー管理技術を一つのパッケージとして海外展開を図り、国際市場を早期に獲得し、こうした取組を通じて、アジアにおけるイノベーションの拠点の形成につなげるためには不可欠な事業実施である。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
チップマウンター(試作製品等の部品搭載装置)設備一式 ほか
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
京都府木津川市州見台八丁目 2 番地 4
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 25 年 3 月から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【14／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得>>
(けいはんな学研都市地区) (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

エレクセル株式会社

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
けいはんな学研都市における「実証プロジェクト」による技術実証を早期に実用化することにより、スマートハウスや電気自動車等のエネルギー管理技術を一つのパッケージとして海外展開を図り、国際市場を早期に獲得し、こうした取組を通じて、アジアにおけるイノベーション拠点の形成につなげることとしているが、当該指定法人については、電気自動車とは異なる仕様を有する産業用機械の電気自動車、ハイブリッド電気自動車への転換を実現するために不可欠な大型リチウムイオン蓄電池の実用化の研究・開発を実施することとしており、具体的にはコンテナーターミナルのクレーンやトラクターヘッド等への応用が可能な長寿命化・急速充放電に特化した大型リチウムイオン蓄電池システムを開発することとしている。
また、イオン液体電解質を用いたプラグインハイブリッド自動車用の高出力・高安全性電池を開発することとしており、具体的には、モデルモジュールを小型電気自動車に搭載するための電池セルの改良・製作を実施することとしている。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第1項第5号 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標として、関西のリチウムイオン電池の生産額について、2010年の2,300億円を2015年に5,800億円、2025年に3兆8,500億円へと拡大させるとの数値目標を掲げており、「次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得事業」については、当該数値目標の達成への寄与度を5%と位置付けている。従来の電気自動車とは異なる仕様を有するコンテナーターミナルやトラクターヘッド等への産業応用に対応するため不可欠となる先進的な大型リチウムイオン蓄電池の研究・開発が促進され、実用化された場合には、電気自動車関連分野への波及効果があるばかりでなく、スマートハウスや電気自動車等のエネルギー管理技術を一つのパッケージとして海外展開を図り、国際市場を早期に獲得することが可能である。また、スマートコミュニティ分野については将来的な市場拡大が予想される分野であり、その点からも産業用機械に対等可能なりチウムイオン電池の開発はアジアにおけるイノベーションの拠点の形成につなげるためには不可欠な事業実施である。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

ドライルーム装置一式等

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
京都府相楽郡精華町光台1丁目7番地
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年10月から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【15／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<クールチェーンの強化とガイドライン化>> (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

- ・関西国際空港（株）（平成24年7月1日以降は新関西国際空港（株））
- ・CKTS（株）
- ・日航関西エアカーゴシステム（株）
- ・ANAロジスティクサービス（株）
- ・特区内において航空貨物の運送に関する事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を実施する物流事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
温度管理された医薬品の航空輸送ニーズは毎年12%ずつ伸びていくと言われているが、中でも、今後の主流となるバイオ医薬品やワクチンは、より厳格な温度管理が求められる。関西国際空港においては、このような将来需要に応える一方、積極的に海外から関西への新たな投資を呼び込むためのサプライチェーン環境を整えるため、世界最高水準のクールチェーンの構築を目指す。

特に、本事業においては、関西各地区における研究開発や先端医療の進展に伴い、輸出入が増加すると考えられるバイオサンプルや研究用試薬、治験薬、検体、R I 医薬品等に対応するため、既存の医薬品専用共同定温庫（K I X—M e d i c a）を基本に機能の多様化、強化を図るとともに、拡大する原薬需要やバイオ医薬品、ワクチン需要等にも対応するため、施設の拡張を図る。

あわせて、温度管理事故が集中し、管理が最も難しいと言われる機側から上屋までの移動を、迅速かつ定温で行うためのサーマルドーリー（温度管理機能付き移動車）等を導入する。加えて、人的対応力の向上や空港内サービスの「見える化」を進め、常に一定水準以上の物流品質が提供できるよう、空港内における医薬品等貨物の取扱い方法について、ガイドライン化を図る。

- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第4項第3号 国際戦略総合特別区域の区域内の地点と本邦内の地点又は本邦外の地点との間において行う航空貨物の運送に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

WHOによると、産業形態のグローバル化にあわせ、輸送ワクチンの25%に温度管理等のミスによる品質劣化が生じていると言われている。欧米では、このような輸送途上の管理事故を縮減させるため、医薬品の保管、輸送の品質確保を図る「医薬品物流ガイドライン（G D P）」を大幅に改訂、厳格化させる動き（米国2012年1月、EU2012年度中旬発効予定）が顕著であり、既にメガファーマを中心にサプライチェーンの見直しが進んでいる。もし、日本がこの世界の動きにキャッチアップできなければ、世界のグローバルチェーンから取り残されかねない。

本事業により、企業個々に対しては、医薬品輸送時の損失を減少、損害保険料を低減させることができる。日本全体としては、輸出手手続きの電子化など世界に遅れた制度改革をあわせることで、

その物流品質において、韓国、シンガポールなどのアジア諸都市に比肩あるいは、これを凌駕し、海外からのライフサイエンス投資を呼び込むための環境整備を整えることができる。

以上により、輸入医薬品市場に係る関西の世界シェアの拡大（2010年1.2% 1,890億円⇒2025年2.4% 7,800億円）、輸入医療機器市場に係る関西の世界シェアの拡大（2010年1.0% 660億円⇒2025年2.0% 2,800億円）など、ライフサイエンス産業全般の指標達成に必要不可欠なインフラ機能等として貢献する。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
 - ・医薬品専用共同定温庫
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置の適用を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
泉南市泉州空港南1番地
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年上半期から事業実施見込み

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【16／17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<国際物流等事業者誘致によるアジア拠点の形成>> (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

- ・関西国際空港㈱ (平成24年7月1日以降は新関西国際空港(株))
- ・特区内において航空貨物の運送又は製造・加工に関する事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を実施する国際物流等事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
世界最高水準のクールチェーンを構築し、その効果を十全に發揮するには、豊富な国際ネットワークを確保するほか、関空内にそのためのアジア拠点を整備する必要がある。
関西国際空港においては、医薬品をはじめとする国際貨物等を取り扱う国際物流等事業者のアジア拠点を誘致、当該事業者が使用する施設を整備する。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第4項第3号 国際戦略総合特別区域の区域内の地点と本邦内の地点又は本邦外の地点との間に
おいて行う航空貨物の運送に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の
整備又は運営に関する事業を含む。）
第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は
製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する
事業を含む。）
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
本取組により、アジア主要都市に劣らない国際ネットワークとそのアジア結節点を構築する。
これにより、輸入医薬品市場にかかる関西の世界シェアの拡大（2010年1.2% 1,890億円⇒
2025年2.4% 7,800億円）、輸入医療機器市場にかかる関西の世界シェアの拡大（2010年1.0%
660億円⇒ 2025年2.0% 2,800億円）、関西のリチウムイオン電池の生産額の拡大（2010年2,300
億円⇒ 2025年38,500億円）、関西の太陽電池の生産額の拡大（2010年2,500億円⇒ 2025年
11,300億円）など、全ての指標達成に必要不可欠なインフラ機能等として貢献する。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
特区内において開発・生産された高度な医薬品等を取り扱う国際貨物取扱用倉庫及び同倉庫関連設備、医薬品等製造・加工施設及び同関連設備
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置の適用を受けようとする者」と同じ
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
泉南市泉州空港南1番地及び大阪府泉南郡田尻町
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年上半期から事業実施

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【17/17】

1 特定国際戦略事業の名称

<<先端産業、物流関連企業等の立地促進による創荷>>(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社上組

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
輸入コンテナ貨物を荷捌き、一時保管し、近畿の店舗に配送するための施設整備
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第4項1号 長距離の輸送に供する国際海上コンテナの荷役、荷さばき及び保管に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
①輸入医薬品市場に係る関西の世界シェアについて、2010年の1.2%（1,890億円）を2015年に1.6%（3,300億円）、2025年に2.4%（7,800億円）へと拡大、②輸入医療機器市場に係る関西の世界シェアについて、2010年の1.0%（660億円）を2015年に1.3%（1,200億円）、2025年に2.0%（2,800億円）へと拡大、③リチウムイオン電池に係る関西の生産額について、2010年の2,300億円を2015年に5,800億円、2025年に3兆8,500億円へと拡大、④太陽電池に係る関西の生産額について、2010年の2,500億円を2015年に3,800億円、2025年に1兆1,300億円へと拡大させるとの数値目標を掲げている。これらの本特区の目標を達成するためには、医薬品、医療機器、リチウムイオン電池、太陽電池の市場を拡大するまでの国際海上物流基盤の機能強化が重要である。
阪神港における取扱貨物量の増加に伴い、コンテナ1本当りの港湾コストが低減され、国際物流機能強化のためには必要である。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
国際物流機能強化（阪神港の取扱貨物量増加による港湾コスト削減）による医薬品、バッテリー等の市場拡大に資する物流倉庫
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
神戸市中央区港島8丁目（株式会社上組）



- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年8月から事業実施予定

別紙1－4 <<次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金>>【1／1】

1 特定国際戦略事業の名称

<<次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得>>
(<<次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金>>)

2 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

我が国でも著しく人口が増加し、新たな都市開発整備が進められている「けいはんな学研都市」において、住民参加のもとで、学研都市で生み出される先端技術や太陽光発電等の分散電源など、新たな技術を活用し、エネルギーの地産地消による日本一CO₂排出量の少ないまちづくりを実現するため、環境にやさしい、安定的、経済的に優れた次世代エネルギー・社会システムの構築を実現するため、次世代エネルギー・社会システム実証事業を実施。

規制の特例措置である次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得（けいはんな学研都市地区）事業の国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用することにより、将来的な成果の早期実用化の基礎となる実証事業を更に推進することが可能となり、国際市場の獲得に資するものである。

<具体的な事業内容>

【CEMS関係事業】

- ・系統側との連携を図りながら地域（コミュニティ）側で需要抑制を実現し、エネルギー利用の効率化を図ることで、地域の社会的利益に貢献できる仕組みとして、地域エネルギーマネジメントシステムを開発する。

【HEMS関係事業】

- ・簡易的に電力の見える化ができ、省エネ意識の向上が図れる「見える化システム」を65邸に設置し、データを収集
- ・目標追従型エネルギーコントロールができ、再生可能エネルギーの自家消費率を最大にできるHEMSシステムを14邸に設置し、運用開始予定
- ・約10kWHの蓄電容量でフレキシブルに充電・放電が可能な蓄電池システムを10邸に設置し、運用開始予定

【BEMS関係事業】

- ・けいはんなプラザビルを対象に、実際のデータ収集、解析により、具体的な設計内容の検討及びそれに基づくエネルギー削減効果の試算を実施

【交通系（EV充電管理システム）関係事業】

- ・EV管理センターを平成24年1月に立ち上げ、2月から本格的にデータ収集を開始するとともに実証用充電器を20基整備し、平成24年2月から運用開始

【交通系（モーダルシフト）関係事業】

- ・けいはんな地域全体のモーダルシフトFS及び同志社山手地区のバス実証FSの実施

【交通系（V2X）関係事業】

- ・工場構内エネルギー管理システム、電気自動車情報統合化システムの開発

【生活系関係事業】

- ・都市計画の基礎データ等をインプットすると、最適な生活系インフラを導くことが可能となる施策支援ツール（生活系M&S）を構築

② 支援措置の内容

次世代エネルギー・社会システム実証事業の技術実証を実施することにより、その成果の早期実用化のための研究・開発等を実施する。

③ 事業実施主体

オムロン株式会社、シャープ株式会社、日本ユニシス株式会社、富士電機株式会社、古河電気工業株式会社、古河電池株式会社、三菱自動車工業株式会社、株式会社けいはんな、財団法人関西文化学術研究都市推進機構

④ 事業が行われる区域

けいはんな学研都市地区

⑤ 事業の実施期間

平成 22 年度～平成 26 年度（実証事業）

⑥ その他

特になし

別紙1－4 <<医療施設運営費等補助金>>【1／1】

1 一般国際戦略事業の名称

<<地域資源を活用した審査体制・治験環境の充実（PMDA－WEST機能の整備及び治験センター機能の創設）>>（<<医療施設運営費等補助金>>）

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

新たな医薬品や医療機器等をいち早く市場に送り出すためには、薬事法上の承認手続きである「治験」を円滑に進めるための環境整備が重要になる。このため、関西の主要な医療機関が連携し、バーチャルネットワークとしての治験センター機能を創出することにより、関西全体で臨床試験からの迅速で系統だった治験が実施できる環境を整備する。

ライフ分野における世界的な製品・技術開発競争が激化する中、こうした取組みを通じて、国際的に優位にある関西の基礎研究部門の成果を、臨床試験・治験段階に引き継ぎ、日本発の革新的医薬品や医療機器、先端的医療技術等の迅速な実用化へとつなげていく。

② 支援措置の内容

臨床試験からの系統だった治験・臨床研究を実施するための環境整備に要する経費（施設改修、病床設置費等）

③ 事業実施主体

大阪大学医学部附属病院、国立循環器病研究センター、大阪府立成人病センター、国立病院機構大阪医療センター

④ 事業が行われる区域

北大阪地区

⑤ 事業の実施期間

平成24年度～

⑥ その他

今後も治験の迅速化に向けた工夫等について国と継続して協議していく。

別紙1－4 <<京を中心とするHPCIのローカルアクセスポイントの設置>>【1／1】

1 一般国際戦略事業の名称

<<放射光とシミュレーション技術を組み合わせた革新的な創薬開発の実施>>(<<科学技術試験研究委託費>>)

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

「京」に隣接する高度計算科学研究支援センターを「京」の産業利用の拠点とするため産業界向けのFOCUS スパコンを整備している。2012年秋の「京」の共用開始後すみやかに産業利用を促進するために、産業界専用のローカルアクセスポイントが必要である。

高度計算科学研究支援センターに、セキュリティを確保した個室を備えたローカルアクセスポイントを設置し、高バンド幅の通信回線で「京」と結ぶ。

世界最先端の科学技術基盤であるスーパーコンピュータによるシミュレーション技術や放射光の活用により、物質の反応過程の観察や原子レベルの構造解析が可能となるなど、全く新しい研究開発のアプローチが実現し、大幅な時間・コストの削減が見込まれている。産業界専用のローカルアクセスポイントの設置により製薬企業等の産業界の利用を促進させ、世界的にも画期的な成果創出が期待できる。

② 支援措置の内容

産業界向けのローカルアクセスポイントを神戸に設置

③ 事業実施主体

財団法人計算科学振興財団

④ 事業が行われる区域

神戸医療産業都市

⑤ 事業の実施期間

平成24年度～平成27年度

⑥ その他

特になし

別紙1－4 <<先導的都市環境形成促進事業>>【1／2】

1 一般国際戦略事業の名称

<<バッテリー戦略研究センター機能の整備>> (<<先導的都市環境形成促進事業>>)

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

関西の強みであるバッテリーに関して、韓国や中国の追い上げに対抗し、競争力を高めるためのニーズに応じた新たなアプリケーションの発掘や性能評価による差別化など、「新たな需要創出機能」と「業界共通インフラの確立機能」という2つの大きな機能により持続的なイノベーション創出を担う「バッテリー戦略研究センター（仮称）」を整備する。

新たな需要創出機能として、自動車用・住宅用等ユーザー企業によるアプリケーション側からのビジネスニーズに基づく各種取組みとして、シティコミュータ用EVの実証等への支援を行うこととしている。

低炭素社会の実現に向け、咲洲地区において、EV車両等の運行状況や充電ターミナル施設のエネルギー使用状況等を把握・管理できるエネルギー・マネジメントシステムを活用したEVカーシェアリングや、災害時を想定したEV車両から施設等への電力供給（逆流）などの実証実験を行う。

② 支援措置の内容

低炭素型まちづくりをテーマとして、電動モビリティ充電設備やリアルタイム運用管理システム等による再生可能エネルギー地産地消・エネルギー面的融通効果実証事業を実施する。

③ 事業実施主体

大阪府

④ 事業が行われる区域

夢洲・咲洲地区

⑤ 事業の実施期間

平成24年度（実証事業）

⑥ その他

特になし

別紙1－4 <<先導的都市環境形成促進事業>>【2／2】

1 一般国際戦略事業の名称

<<湾岸部スマートコミュニティ実証によるパッケージ輸出の促進（スマートコミュニティ関連の技術の実証・事業化とショーケース化）>>（<<先導的都市環境形成促進事業>>）

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

咲洲では、電力と熱供給において、需要側と供給側の異なる施設間でのピークコントロールを含む従来にないシステムを目指し、まずは実証実験を実施しシステムの改善点の検証を行なながら、地区の開発とも連動しつつ速やかに実用的なシステムを構築する。

（第1段階）

下水熱などの利用としては、公共下水管から下水を逆方向流入させ、熱交換機による下水熱の直接利用とともに、既存ビルの排水槽をメタン発酵施設として活用し、高温溶化技術により発生する熱やガスから発電を行う超小型下水発電機の開発・実証実験を行う。また、平成23年度の経済産業省採択事業である大正区のごみ焼却工場でのバイナリー発電及び熱輸送車による周辺エリアへの熱供給実証事業とも連携し、地域での熱利用の最適化も図っていく。

さらには、現在、事業化調査実施中の災害時利用も視野に入れた、電動車両にも搭載する電力需給対応カセット式バッテリーの開発に向けた実証などの成果を、バッテリー戦略研究センターと連携しながら、内外への展開を図る。また、咲洲地区での防災機能強化・充実の観点から、インテックス大阪などへ、太陽光発電及びバッファとしての蓄電池を設置し、防災拠点のモデルとして海外展開をめざすとともに、新規開発や未利用地における太陽光発電設置など多様な電源を組み込んだスマートコミュニティの実証実験を実施することとしている。

（第2段階）

太陽光発電など多様な電力や下水熱などの多様なエネルギーを、需要側と供給側で双方向に結ぶ循環型ネットワークを構築する。具体的には、ICTを使った地域全体のエネルギーセンシング技術を導入し、各施設のピーク時間帯でのエネルギー融通を行うことで需要家が安価に利用できる双方向需給インフラを、地域開発とも連動しつつ構築するとともに、これらを新たなエネルギー供給事業としていく。

② 支援措置の内容

低炭素型まちづくりをテーマとして、情報技術により電力の流れを制御する送電網の導入や医療・介護・健康分野での先端技術の導入など、スマートコミュニティの実現に向けた実証事業計画の策定。

③ 事業実施主体

大阪市

④ 事業が行われる区域

咲洲地区

⑤ 事業の実施期間

平成23年度～平成26年度（実証事業） 平成27年度から民間による事業継続予定

⑥ その他

特になし

別紙1－4 <<課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業>>【1／2】

1 一般国際戦略事業の名称

<<診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進>>（<<課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業>>）

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

我が国の医療機器産業は、輸入超過で推移している一方、医療、バイオ分野において有数の大学・研究所、医療機関が多数存在し、医療機器、バイオ研究支援機器等の開発シーズや医療現場でのニーズ等、膨大な集積があるほか、先端的な機器開発から、医療現場で必要とされる機器のカスタマイズなど、多様な分野で高い技術力を有する中小企業をはじめとする企業が数多く存在する。

こうした状況の中、これら医療現場のニーズと特色ある技術力をもつ企業との医工連携を推進し、研究開発から事業化までの取り組みを支援することで、我が国医療機器産業の活性化の一助とする。

対象は経済産業省の「医療機器開発・改良に係る研究課題マップ」に掲げられている課題を解決するため、薬事法対象の医療機器をめざした開発・改良事業とする。具体的には、生体計測機器、高度診断機器、高度治療機器、機能代替治療機器、在宅診断、治療機器、機能代替治療機器、リハビリ支援機器等。ただし、医療機器を構成する部材、医療機器の実用化に必要不可欠となる周辺機器（評価機器、トレーニングシステム等）、診療の高度化に資するソフトウェア・通信機器等も含まれる。（医療機器開発・改良に係る研究課題マップは別紙）

② 支援措置の内容

事業管理支援法人の管理・運営経費ならびに事業者が実施する研究開発ならびに事業化（販路開拓含む）。

③ 事業実施主体

関西国際戦略総合特別区域地域協議会が認定した事業管理支援法人及び公募により選定した事業者

④ 事業が行われる区域

京都市内地区、北大阪地区、大阪駅周辺地区、神戸医療産業都市地区 等

⑤ 事業の実施期間

平成23年度～平成25年度

⑥ その他

特になし

(別紙)

医療機器開発・改良に係る研究課題マップ



別紙1－4 <<課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業>>【2／2】

1 一般国際戦略事業の名称

<<医療機器事業化促進プラットフォームの構築>> (<<課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業>>)

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

医療機器等の優れた技術シーズを日本全国から発掘し、事業性評価から事業化戦略の立案、資金供給、特区内の研究開発インフラを活用した開発管理・支援を経て事業化につなげていくため、産学官が連携し、新たなプラットフォーム（仕組み）を構築する。

この中で、多様な事例を有する医療機器先進地域（米国・ミネソタ）で医療機器分野に参入する企業を支援する組織であるB BAM（バイオ・ビジネス・アライアンス・ミネソタ）や同地域の企業、また、同じく医療機器開発、ビジネスにおいて先進地域であるドイツ NRW 州や関連企業、及びアジアの市場を狙う際にハブとなり得るシンガポールの関連組織、企業等を大阪駅周辺地区（うめきた地区）に誘致し、我が国に不足している医療機器開発バリューチェーンを補完する体制整備を図る。

こうした取組みを通じ、関連企業の集積を図るとともに、全国を対象にした医療機器開発促進環境を整え、福島県など東北地方における医療機器産業の集積地とも密接に連携し、東日本大震災からの復興を目的とした国の取組みにも貢献していく。

② 支援措置の内容

事業管理支援法人の管理・運営に資する経費※のほか、上記①の事業概要に記載の支援組織・企業の拠点設置（テンポラリーオフィス等含む）に要する経費※。

※主な経費（調査設計費、設備工事費等、設備費等、施設賃貸料、人件費、旅費・交通費、会議費、謝金、備品費、レンタル費、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助人件費、コーディネーター費、委託費等）

③ 事業実施主体

大阪商工会議所

④ 事業が行われる区域

大阪駅周辺地区

⑤ 事業の実施期間

平成23年度～平成25年度

⑥ その他

特になし

別紙1－4 <<国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業>>【1／1】

1 一般国際戦略事業の名称

<<国内コンテナ貨物の集荷機能の強化>>

(<<国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業>>)

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

北米・欧州向け基幹航路の維持・拡大を図るため、西日本のコンテナ貨物の集荷を図る。

税制措置と併せて行うことにより、西日本のコンテナ貨物の集荷機能が強化され、医薬品、医療機器、リチウムイオン電池、太陽電池の市場を拡大するまでの国際海上物流基盤の機能強化が促進される。

② 支援措置の内容

内航フィーダーの国際競争力強化を図るため、インセンティブを実施し、集荷促進を図る。

③ 事業実施主体

国土交通省（西日本内航フィーダー合同会社）

④ 事業が行われる区域

阪神港

⑤ 事業の実施期間

平成23年度～平成25年度

⑥その他

特になし

別紙1－4 <<港湾整備事業>>【1／1】

1 一般国際戦略事業の名称

<<港湾コストの低減>> (<<港湾整備事業>>)

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

北米・欧州向け基幹航路の維持・拡大を図るため、既設コンテナターミナルの港湾整備事業と併せて、今後実施予定の公設民営化を図ることにより、港湾コストの低減を図る。

これにより、医薬品、医療機器、リチウムイオン電池、太陽電池の市場を拡大する上での国際海上物流基盤の機能強化が促進される。

② 支援措置の内容

ポートアイランド2期のPC15岸壁の耐震改良工事の実施

③ 事業実施主体

国土交通省

④ 事業が行われる区域

ポートアイランド2期のPC15岸壁

⑤ 事業の実施期間

平成23年度～

⑥その他

特になし

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【1／7】

1 特定国際戦略事業の名称

<<医薬品の研究開発促進（核酸医薬の製造に係る生産技術の確立）>>
(国際戦略総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社三井住友銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において「核酸医薬の製造に係る生産技術の確立」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。「核酸医薬の製造に係る生産技術の確立」を実施する取組については、最先端の核酸医薬研究開発を行っている北大阪地区の主要機関が連携して、核酸医薬の製品化、国内外での販売に必要な品質等に関する試験を行うCMCセンターを整備し、CMC技術の開発、実証、評価を進め、わが国の医薬品分野の成長を促進することとしており、当該総合特区の政策課題である「実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを次々に創出する仕組みの整備」と、その解決策である「多様な産業・製品技術の最適な組み合わせによる国際競争力の強化」の中の「先端技術分野における产学研官連携の取組み」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第2号 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【2／7】

1 特定国際戦略事業の名称

<<医薬品の研究開発促進（ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立）>>
(国際戦略総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において、医薬品産業の振興に資する拠点の整備・運営を実施する事業者に対し事業実施に必要な資金を貸し付ける金融機関

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において「ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。「ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立」を実施する取組については、高品質のペプチド医薬品合成に用いる医薬品中間体である保護ペプチドを大量合成するため、製造施設の増築及び新たな分析機器等を整備し、長年培ってきた研究試薬用ペプチドの合成技術ともあいまって、保護ペプチドの合成効率をあげ、その安定的な供給体制を確保するものである。

このような取り組みは、当該総合特区の政策課題である「実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを次々に創出する仕組みの整備」と、その解決策である「多様な産業・製品技術の最適な組み合わせによる国際競争力の強化」の中の「先端技術分野における产学研連携の取組み」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第2号 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【3／7】

1 特定国際戦略事業の名称

<<診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進（ロボットテクノロジーを核とした、医工・看
工連携による高齢化社会対応機器・サービスの開発・実証）>>
(国際戦略総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において、医療機器や医療関連産業の振興に資する拠点の整備・運営を実施する事業者に
対し事業実施に必要な資金を貸し付ける金融機関

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、循環器疾患や感覚器疾患、糖尿病、高血圧症などの生活
習慣病患者の症状悪化を防ぐため、個人のバイタルデータと環境状況のデータセンシングができる
最先端技術のセンサーフュージョンを利用し、生活習慣病患者の症状悪化防止から診療まで幅広く
役立つ最先端医療健康維持デバイスおよびシステムの開発などを行い、海外展開をめざす取組に必
要な資金を貸し付ける事業を行う。

本取組については、当該総合特区の政策課題である「実用化・市場づくりをめざしたイノベーシ
ョンを次々に創出する仕組みの整備」と、その解決策である「多様な産業・製品技術の最適な組み
合わせによる国際競争力の強化」の中の「先端技術分野における产学研官連携の取組み」及び「ソリ
ューション型ビジネスの促進とマーケットニーズに応じた戦略的な海外展開」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる 対象事業項目）

第2号 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水
準の向上及び高度な医療の提供に関する事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【4／7】

1 特定国際戦略事業の名称

<<イノベーション創出事業>>
(国際戦略総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社りそな銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、コンベンション施設を整備・運営し、国際会議や学会、技術発表会等を誘致・開催するとともに、海外からの利用者へのソフト面の支援を行う事業に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

総合特区内のうめきた地区は、関西の各研究開発拠点のハブ機能を有し、その中核施設「ナレッジキャピタル」では、製品開発へのユーザーニーズの反映やマーケティング、プロモーションにより、新たな商品・サービス創出の場と仕組みが提供される。

ナレッジキャピタル内に整備予定の当該コンベンション施設においては、ライフサイエンス、環境・エネルギー等をテーマとする国際会議、学会、シンポジウムや、先端医療、スマートコミュニティ等に関する技術や研究成果の発表会を誘致、開催するとともに、海外からの利用者への通訳・翻訳や、渡航手続き代行サービス、日本滞在に有益な情報提供など、ソフト面の様々な支援も行うことで、国内外の多様な主体の出会い、異分野融合、研究成果の実用化を促進し、関西発のイノベーション創出に寄与する。

このような取組みは、当該総合特区の政策課題である「実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを次々に創出する仕組みの整備」と、その解決策である「多様な産業・製品技術の最適組み合わせによる国際競争力の強化」の中の「先端技術分野における産学官連携の取組み」及び「ソリューション型ビジネスの促進とマーケットニーズに応じた戦略的な海外展開」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第6号 観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国際会議等の誘致の促進に資する施設の整備
又は役務の提供等、観光その他の交流の機会の増大に資する事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【5／7】

1 特定国際戦略事業の名称

「
国際的な医療サービスと国際交流の促進
(国際戦略総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社三井住友銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社りそな銀行
株式会社池田泉州銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、国際的医療ネットワークを有する海外の大手医療機関の誘致により国際医療交流の拠点を形成し、海外派遣を通じた高度な医療技術の習得による国際的な医療サービスと国際交流の促進を図るためのクリニックの整備・運営に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

このようなクリニックの整備は、当該総合特区の政策課題である「実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを次々に創出する仕組みの整備」と、その解決策である「多様な産業・製品技術の最適な組み合わせによる国際協力の強化」の中の「ソリューション型ビジネスの促進とマーケットニーズに応じた戦略的な海外展開」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第2号 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【6／7】

1 特定国際戦略事業の名称

<<高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信>>
(国際戦略総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社三井住友銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、高度専門医療分野に特化した医療機関の集積により国際医療交流の拠点を形成し、各分野において卓越した手技・技術を有する臨床医が外国人医師等に対しトレーニングを実施することにより、日本発の医療技術の海外展開及び世界標準化を促進するための高度専門病院の整備・運営に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

このような高度専門病院の整備・運営は、当該総合特区の政策課題である「実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを次々に創出する仕組みの整備」と、その解決策である「多様な産業・技術の最適組み合わせによる国際競争力の強化」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第2号 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【7／7】

1 特定国際戦略事業の名称

「**再生可能エネルギー等、多様なエネルギーを利用した電力インフラのシステム構築**」
(国際戦略総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社三井住友銀行
株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内の「湾岸部スマートコミュニティ実証によるパッケージ輸出の促進」の一つである「再生可能エネルギー等、多様なエネルギーを利用した電力インフラシステム」を実施する取組のなかで構築する、新しい安価で安定的な電力供給システムに必要な資金を貸し付ける事業を行う。

このような新しい安価で安定的な電力供給システムの構築は、当該総合特区の政策課題である「実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを次々に創出する仕組みの整備」「世界に対抗できる課題解決型の新たなイノベーションを創出する仕組みづくりの促進」と、それらの解決策である「研究、開発から実用化へのさらなるスピードアップと、性能評価等による国際競争力の強化」「多様な産業・製品技術の最適組み合わせによる国際競争力の強化」の中の「シーズから事業化までのスピードアップ促進」「高い性能を差別化に結び付けるための評価基準の確立と規格化、標準化の促進」「先端技術分野における产学研連携の取組み」及び「ソリューション型ビジネスの促進とマーケットニーズに応じた戦略的な海外展開」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第1号 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業

別紙1－9 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

【京都府】

- 京都府の直接参加による実証事業の展開（平成23年度より実施）
- 京都府の実証事業関連の新規予算計上（平成23年度より措置／平成24年度：150百万円）
- 京都府のオープンイノベーション拠点機能の強化のための新規予算計上
(平成23年より措置／平成24年度：0.64百万円)
- 京都府の新たな実証事業の一つとなる植物工場プラント、太陽光発電設備、燃料電池などの整備費を平成23年度9月補正予算として計上（平成23年度補正予算計上：50百万円）
- メガソーラー導入や次世代型植物工場の研究・誘致のための予算を計上（平成24年度より措置／平成24年度：162百万円）
＜新規＞
- 不動産取得税の全額減免（現在1/2減免を実施しており、全額減免を検討中）
- 市、町の固定資産税及び都市計画税の軽減（検討中）
- 京都府、市、町の企業立地に伴う補助金の拡充（検討中）
不動産取得税の1/2減免に関しては、適用期間を延長するための条例改正を実施
また、京都府の企業立地に伴う補助金については、適用期間の延長に加え、一部適用外となっていた総合特区事業について、対象となるよう適用範囲を拡大する改正を実施

【京都市】

- 京都発革新的医療技術研究開発助成（平成23年度より措置／平成24年度予算額：20百万円）

【大阪府】

- 企業立地促進補助金（大阪府）：バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野のうち、先端的な事業と認める工場又は研究開発施設の新設を行う企業に対して補助（平成24年度予算額：府内全体で3,919百万円）
 - ・先端産業補助金（平成15年度より措置）
バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野のうち、先端的な事業と認める工場又は研究開発施設の新設を行う企業に対して補助
 - ・府内投資促進補助金（平成19年度より措置）
先端産業分野の研究開発施設の新地・増改築を行う企業に対して補助
 - ・外資系企業等進出促進補助金（平成23年度より措置）
府内に新たに本社機能やアジア拠点等を設置する外資系企業等に対して補助
- 地方税の減免（大阪府）
 - ・不動産取得税：産業集積促進地域（彩都ライフサイエンスパークなど）において、対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2軽減（最大2億円）（平成13年度より措置）
- ※特区エリアに進出する「新エネルギー分野」、「ライフ分野」などの事業者に対する法人事業税・法人府民税・不動産取得税の軽減措置について検討中
- 企業立地促進制度（茨木市）

- ・自己の事業に供する一定要件の不動産を取得、賃借等した場合に奨励金を交付
- ・土地・建物に課される固定資産税額及び都市計画税相当額の1/2
- ・土地賃借の場合は、賃借料に含まれる固定資産税及び都市計画税相当額の1/2
- ・設備に課される固定資産税相当額の1/2
 (対象地域は原則市域全域)
 (奨励金の交付期間は原則として固定資産税、都市計画税の課税初年度より5年間)
 (平成14年度より措置、18年度から設備も対象、23年度から償却資産取得額の合計8,000万円以上⇒5,000万円以上に引下げ)

○企業の誘致インセンティブ創設の方向（茨木市を参考に同水準）（箕面市）

○B N C T 研究施設等立地促進優遇税制（仮称）創設予定（熊取町）

熊取町内で、ホウ素中性子補足療法（B N C T）研究施設や宿泊施設を立地しようとする者を対象に、一定期間、対象不動産等に課される固定資産税相当額の一部を減免、もしくは、相当額の奨励金を交付

○B N C T 治療資金助成制度（熊取町）

熊取町在住者を対象に、一定の条件のもと、医療費の一部を支援する。

（B N C T の医療承認後、速やかに措置予定／予算額：未定）

○中小企業を対象とした新エネルギー分野のイノベーション創出支援

（平成24年度予算額：21百万円）

○中小企業が行うEV・水素インフラ関連研究開発支援（平成24年度予算額：63百万円）、医薬品・医療機器事業化・成長促進支援（平成24年度予算額：49百万円）（おおさか地域創造ファンド）

○「大阪バイオファンド」によるベンチャー支援（平成22年3月組成、総額11.2億円、うち大阪府2000万円出資）

○バッテリー戦略研究センター機能の体制整備（平成24年度予算額：47百万円）

○PMDA－WE S T設置準備（平成24年度予算額：4百万円）

【大阪市】

○特区事業者等に対し、大阪府と協調して固定資産税など地方税負担を軽減する特例措置を検討中

○グローバルイノベーション創出支援環境の構築（平成24年度補正予算要求中）

○大学・大学院ネットワークを活用した人材育成力の強化（平成24年度予算額：10百万円）

○大学と連携した人材育成中核拠点機能の運営（平成24年度予算額：15百万円）

○スマートコミュニティの推進（平成24年度予算額：23百万円）

○健康・医療分野のビジネス創出促進（ロボットテクノロジー・ヘルスケア）

（平成24年度予算額：42百万円）

○中小企業を対象とした成長産業チャレンジ支援（平成24年度予算額：22百万円）

○ライフイノベーション推進実証実験事業（平成24年度予算額：3百万円）

【兵庫県】

○産業集積条例に基づく新事業・雇用創出型産業集積促進補助

（平成14年度より措置／平成24年度予算額：2,371百万円）

○京速スパコンの産業利用促進のために（財）計算科学振興財団・高度計算科学研究支援センターを

運営（平成20年度より措置／平成24年度予算額：78百万円）

○兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科開設

（平成22年度より措置／平成24年度予算額：92百万円）

○SPring-8とFOCUSスパコンの伝送実装実験

（平成23年度より措置／平成24年度予算額：1百万円）

○兵庫県放射光ナノテク研究所による兵庫県ビームラインの運営及び放射光を活用した優良企業の発掘（平成19年度より措置／平成24年度予算額：62百万円）

○新製品・新技術の研究開発を支援する兵庫県COEプログラム補助金（平成15年度より措置／平成24年度予算額：63百万円）

○ベンチャー企業の育成のためのひょうご新産業創造ファンド（10億円）の設立

（平成23年度より措置）

○ひょうご神戸サイエンスクラスターの形成の推進

（平成23年度より措置／平成24年度予算額：1百万円）

○播磨科学公園都市研究開発・一般産業用地の整備と研究開発支援

（平成24年度予算額：284百万円）

【神戸市】

○進出企業に対する固定資産税・都市計画税・事業所税の減免及び賃料補助

（平成9年度より措置）

○中小企業の医療分野への参入促進支援：相談窓口（医療機器サポートプラザ）の運営、研究開発費補助（平成11年度より措置／平成24年度予算額：18百万円）

○進出企業等に対する定期借地制度（当初5年間の賃料を傾斜減額）及び分譲促進制度（分譲価格を最大50%割引）（平成17年度より措置）

○進出企業等への総合的事業化支援（クラスター推進センターの運営）

（平成17年度より措置／平成24年度予算額：132百万円）

○内視鏡訓練施設の運営（平成18年度より措置／平成24年度予算額：27百万円）

○京速コンピュータ利活用促進（平成20年度より措置／平成24年度予算額：275百万円）

○国際戦略総合特区事業の推進（平成24年度予算額：606百万円（一部再掲））

- ・医療機器等事業化促進プラットフォームの構築
- ・先制医療の実現に向けたコホート研究等の推進
- ・シミュレーション技術を活用した革新的創薬等の推進
- ・国際医療交流による医療技術の発信
- ・総合特区関連事業重点推進エリア（用地）の創設及び特区事業推進組織の運営

【関西国際空港】

○薬監証明等電子化促進（平成23年度予算額：5百万円）

○医薬品定温庫施設利用促進（平成23年度予算額：51百万円）

○国際物流事業者拠点化促進（平成23年度予算額：2億40百万円）

○就航奨励一時金（着陸料の減免）（平成23年度予算額：5億19百万円）

○貨物需要の創出関連（平成23年度予算額：24百万円）

○エアライン就航誘致・サポート関連（平成23年度予算額：28百万円）

(※) 関西の経済界及び2府7県4政令市などで構成する関西国際空港全体構想促進協議会の平成23年度予算額（債務負担含む）

【阪神港】

- 大阪港、神戸港など複数港寄りの外航船舶に対する特別とん税の減免(大阪市、神戸市)
(平成19年度以降)
- 陸上輸送を海上輸送に転換するなど、CO₂排出削減効果のあるモーダルシフト補助制度を全国の自治体に先駆けて実施（大阪市）（平成17年度～平成19年度）
- 陸上輸送を海上輸送に転換するなど、CO₂排出削減効果のあるモーダルシフト補助制度を実施。平成20年度からは鉄道輸送の利用も拡大。さらに平成22年度には陸上輸送距離短縮、コンテナのラウンドユースも対象（神戸市、神戸港埠頭公社）（平成18年度～平成22年度）
- 国際コンテナ戦略港湾の集荷策として、西日本から釜山等に流れる貨物を阪神港に集約するための様々な補助制度等を実施（神戸市、神戸港埠頭(株)：内航フィーダー利用促進事業、コンテナ貨物集荷促進事業、トランシップ貨物誘致事業、ソウル首都圏貨物誘致事業、大阪市：モーダルシフト補助制度）（平成23年度以降）

＜参考：連携港湾＞

- 大阪港、神戸港など複数港寄りの外航船舶に対する特別とん税の減免(大阪府、兵庫県)
(平成19年度以降)
- 堺泉北港に寄港する内航フィーダー航路を新たに利用する場合、コンテナ1本につき3,000円の補助（大阪府：コンテナ貨物拡大助成事業）（平成23年度以降）
- モーダルシフトを推進し内航コンテナ貨物を集める集荷策として、内航船を用いたコンテナ貨物の海上輸送へのシフト等に対する補助制度（H23：1,000円／TEU、H24：2,000円／TEU）（姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港等）（兵庫県）（平成23年度以降）

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

【京都府】

- 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例
(平成14年4月施行)
- 京都府中小企業応援条例（平成19年4月施行）

【京都市】

- 京都大学 先端医療機器開発・臨床研究センター（平成23年6月設置）
- 京都大学 メディカルイノベーションセンター（平成22年12月設置）

【大阪府】

- 大阪府企業立地促進条例（平成19年4月施行）
- 大阪府製造業の創業及び設備投資並びに産業集積の促進に係る法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の税率等の特例に関する条例（平成19年4月施行）

※一層の規制緩和や地方税の軽減措置のあり方を含め、今後インセンティブの検討を進める。

【大阪市】

- 都市再生特別地区における公共貢献の取組みの評価に基づく容積率の緩和（うめきた地区におけるナレッジキャピタル等大阪駅周辺地区において、イノベーション機能、文化・交流機能等の都市機能強化・公共空間整備に対して容積率を緩和）
- 『都市再生特別措置法』における重複利用区域制度の活用
- 埋立地売却促進のための事前登録制度の導入
（平成22年12月より試行、平成24年度に本格実施を予定）
- 国におけるリチウムイオン電池に関する安全対策のあり方の検討の結果を踏まえつつ、地方における検討を行う。

【兵庫県】

- 兵庫県産業集積条例に基づく不動産取得税の不均一課税（平成14年4月施行）
- たつの市工場立地促進条例に基づく固定資産税の課税免除（平成18年4月施行）
- 上郡町企業立地促進条例に基づく固定資産税の課税免除（平成2年9月施行）

【神戸市】

- 「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例」（平成9年1月施行）（持続的な成長が見込まれる産業分野に関する企業を集積するための不均一課税の実施）

【阪神港】

- 港湾コストの低減に繋がる措置（入港料、港湾施設使用料等の減額）
 - ・大阪港、神戸港など複数港寄りの外航船に対する入港料の半額减免（大阪府、兵庫県、大阪市、神戸市）（平成19年度以降）
 - ・4万GT以上の大型コンテナ船に対して、入港料の減額（入港料の上限を4万GTに設定）（神戸市、大阪市）（平成23年度以降）
 - ・外貿コンテナを扱う700総トン以上の内航コンテナ船の入港料・岸壁使用料について免除（神戸市、大阪市）（平成23年度以降）
 - ・兵庫県管理港湾の公共埠頭と阪神港（神戸港・大阪港）との間でコンテナ貨物輸送（空コンテナを含む）を行う船舶（700総トン以上）に対して入港料を减免（姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港）（兵庫県）（平成23年度以降）
 - ・内航フィーダー貨物を扱う公共ガントリークレーン使用料の50%減額（神戸市）
（平成10年度以降）
 - ・外貿トランシップ貨物を扱う公共ガントリークレーン使用料の50%減額（大阪市）
（平成15年度以降）
 - ・内航コンテナ貨物を扱うガントリークレーン使用料の50%減額（姫路港）（兵庫県）
（平成23年度以降）
 - ・コンテナ取扱量が前年比10%以上増加した場合、増加分に伴うガントリークレーン使用料の50%減額（大阪市）（平成15年度以降）
 - ・新規コンテナ定期航路を開設した場合の岸壁使用料、ガントリークレーン、荷捌用地等について

- ・半額を免除（堺泉北港）（大阪府）（平成15年度以降）
- ・公共の上屋、埠頭用地の港湾施設使用料の減額（神戸市）（平成15年度以降）
- ・1年間に一定回数以上ひき船を使用した場合の船社に対する一定の段階料率による減額（大阪市）（平成15年度以降）
- ・ポートアイランドと六甲アイランドを結ぶハーバーハイウェイ等臨港高架道路の通行料減額（3回に渡る減額措置を実施）（神戸市）

（平成10年度以降、平成13年度以降、平成15度以降）

○創荷に繋がる支援措置（臨海部への進出企業に対するインセンティブ等）

- ・物流関連企業集積のための港湾関連用地賃貸料の減額（3回に渡る減額措置を実施）（神戸市）（平成9年度以降、平成13年度以降、平成14年度以降）
- ・港湾関連用地への進出企業について、港湾運送事業の免許、倉庫業の許可等を持つ企業に限定していたが、海上貨物の取扱見込みが50%以上の企業にも拡大（神戸市）
- （平成9年度以降、平成13年度以降、平成14年度以降）
- ・産業集積条例に基づき、指定するエリアに進出する企業に対して、税の軽減や新規地元雇用者に対する助成金の支給、低利融資などを受けられる産業立地促進制度を創設（兵庫県）
- ・産業集積促進に係る条例や企業立地促進条例に基づき、対象地域に進出する企業に対して、工場、研究所等に係る不動産取得税の軽減措置や施設の立地に必要な融資、補助金の支給などを受けられる企業立地促進優遇制度を創設（大阪府）（平成19年度以降）

3. 地方公共団体等における体制の強化

【共通】

- 関西バイオ推進会議（平成13年8月設置／46名）
- 関西広域連合特区推進室（平成24年5月設置／20名）

【京都府】

- 京都府政策企画部文化学術研究都市推進室（本庁）とは別に、けいはんなオフィスを設置（平成22年5月）
- けいはんな次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト推進協議会を設置（平成22年9月）
- 総合特区推進に向けた体制整備として、政策企画部文化学術研究都市推進室（本庁）に1名専任者を増員するとともに、地区協議会の事務局となる（財）関西文化学術研究都市推進機構にも総合特区の担当職員を2名配置（平成23年4月）
- 総合特区の地域指定を受け、総合特区の推進体制を強化するため、政策企画部文化学術研究都市推進室（本庁）に1名専任者を増員するとともに、けいはんなオフィスでの事業実施を推進するため、1名増員（平成24年4月）

【京都市】

- 京都市医工薬産学公連携支援オフィス（平成22年4月設置）
- 京都産学公共同研究拠点「知恵の輪」京都バイオ計測センター（平成23年7月設置）

【大阪府】

- 政策企画部・商工労働部（咲洲庁舎）等関係部局で組織横断的に対応
- 大阪市・大阪府による「夢洲・咲洲地区活性化共同チーム」を設置（平成22年7月）
- 大阪バイオ戦略推進会議（平成20年9月設置／構成10機関）
- 府立産業技術総合研究所に新エネルギー技術開発支援チームを設置
(平成23年4月に人員19名で発足)
- バッテリー戦略研究センターを設置（平成24年7月）

【大阪市】

- 大阪駅周辺地区におけるグローバルイノベーション創出拠点の形成に向け、大阪市の科学技術振興担当の体制強化（平成23年度より、担当部長を筆頭とする14名体制）
- 成長産業分野へ挑戦する中小企業を総合的に支援するため、大阪市の事業グループの体制強化（平成23年度：局長級を筆頭とする16名体制）
- 次世代ロボットテクノロジー(RT)産業創出を目的とした「ロボットラボラトリー」を開設し（平成16年11月）、RT関連企業ネットワーク「RooBO」（会員数約450名）を中心に企業間連携を促進
- 大阪市・大阪府・経済団体のトップからなる『夢洲・咲洲地区まちづくり協議会』を設置
(平成21年9月)
- 大阪市・大阪府・経済団体で構成される「夢洲・咲洲地区企業等誘致協働チーム」を設置
(平成21年10月)
- 大阪市に局横断的組織「夢洲・咲洲地区活性化担当」を設置（平成22年4月）
- 大阪市・大阪府による「夢洲・咲洲地区活性化共同チーム」を設置（平成22年7月）
- 「夢洲・咲洲地区活性化共同チーム」の体制強化
(平成24年度より、局長級を筆頭とする7名体制)
- コスモスクエア地区に本社機能等を有する立地企業・大学・大阪市・大阪府で構成される、咲洲地区活性化協議会を設立（平成23年1月）
- 都市エネルギー問題に関する施策を総合的に推進するため、「エネルギー政策室」を設置
(平成23年7月)

【兵庫県】

- 放射光の産業利用を推進するため、兵庫県ビームラインと企業の利用・研究を支援する兵庫県放射光ナノテク研究所を整備（平成20年1月）。県立大学においても中型放射光施設ニュースバルを整備（平成12年利用開始）
- 産業界のスペコン利用支援施設である高度計算科学研究支援センターの整備、兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科の整備
- 兵庫県と神戸大学での包括連携協定の締結（平成22年8月）。兵庫県放射光ナノテク研究所と連携した研究拠点となる神戸大学応用構造科学産学連携推進センターの整備。兵庫県の職員1名及び兵庫県放射光ナノテク研究所の研究員2名が神戸大学客員教授及び准教授に就任（平成22年4月）

【神戸市】

- 企業誘致の取組みを強化するため、神戸市産業振興局とみなと総局の関連部署を一体化して「エンタープライズ・プロモーション・ビューロー（企業誘致推進本部）」を設置

(平成17年度～、人員約40名)

- 医療産業都市の推進体制を強化するため、神戸市企画調整局に「医療産業都市推進本部」を設置(平成24年度、人員約20名)

【関西国際空港】

- 事業推進のための「関西国際空港地域拠点協議会」を設置済(平成23年9月8日)

事務局は大阪府空港戦略室と関西国際空港(株)が共同で運営

構成団体：関西経済連合会、大阪医薬品協会、大日本住友製薬(株)、塩野義製薬(株)、日本イーライリリー(株)、関西国際空港(株)、CKTS(株)、大阪府

※その他企業等は随時参画予定

- 同日付で同協議会に「医薬品等輸出入手続きの電子化検討作業部会」を設置(平成23年9月8日)

(設置後開催経過)

- ・平成23年11月 8日 第1回「医薬品等輸出入手続きの電子化検討作業部会」開催
- ・平成24年 1月 30日 第1回「関西国際空港地域拠点協議会」及び第2回「医薬品等輸出入手続きの電子化検討作業部会」開催
- ・平成24年 2月 6日 「クールチェーンの強化とガイドライン化検討作業部会」(仮称)の設置に向けた準備会開催

【阪神港】

- 「阪神港国際コンテナ戦略港湾推進事務局(準備室)」を設立(平成22年11月設置)し、平成23年度より事務局として本格的に稼動(平成23年4月設置)(神戸市、大阪市)

- 物流拠点の基本的なあり方と方向性及び企業進出のための条件やインセンティブ制度について検討を行う「夢洲産業・物流ゾーン推進会議」を設置(平成23年4月設置)(大阪市)

- 平成22年2月に、関西経済連合会、大阪商工会議所、神戸商工会議所及び連携港湾の管理者からなる「阪神港国際コンテナ戦略港湾促進協議会」を設立し、国に対して必要な要望等を行ってきた。○国、神戸市、大阪市、神戸港埠頭(株)、大阪港埠頭(株)で構成する「国際戦略港湾運営効率化協議会(準備会)」を開催するなど、阪神港一体となった取組みを進めている。

- 「阪神港国際コンテナ戦略港湾総合特区拠点協議会」を設置(平成23年9月)

事務局：神戸市みなと総局、大阪市港湾局

構成団体：神戸市、大阪市、兵庫県、大阪府、神戸港埠頭(株)、大阪港埠頭(株)、兵庫県港運協会、大阪港運協会、内航フィーダー協議会、関西経済連合会、大阪商工会議所

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

【大阪府】

- 医薬品・医療機器事前相談事業：PMDAにおける医薬品及び医療機器に係る有料相談の効率化・迅速化を図るため、製薬企業OBや医療機器企業OB等で構成する登録専門相談員により、相談事業やバイオ医薬品に関するコンサルティングを実施する。

- シンポジウム、人材育成セミナー：PMDA誘致に向けたシンポジウム、大阪大学や国立循環器病研究センター等の研究機関との連携による人材育成のためのセミナー、ホウ素中性子捕捉療法(BNCT)の普及のためのシンポジウムや人材育成を実施する。

- 中央治験審査委員会設置準備事業：再生医療やがん治療薬など難易度の高い治験を対象とした中央治験審査委員会を設置し、治験手続きの統一化、専門家による高度な判断を一元化することで、治験の迅速化を図り、新薬・医療機器の研究開発、産業化を推進する。
- 患者動向調査事業：治験センターの創設に向けて、治験における被験者確保のためのシステム構築に向けた患者動向等に関する調査を実施する。
- 医療介護ロボット・医療機器分野参入意向調査事業：ものづくり中小企業等を対象とした医療・福祉分野への参入意向調査を実施する。
- 夢洲・咲洲における再生可能エネルギーの効率利用に関する調査：経済産業省「平成23年度スマートコミュニティ構想普及支援事業」において、大阪市、関西電力、明電舎と協力して、災害時利用も視野に入れた、電動バスや電動パッカー車にも搭載する電力需給対応カセット式バッテリーの開発に向けた実証のFS調査を行った。
- 茨木市スマートコミュニティプロジェクト：太田東芝町1／城の前町2の区域は、(株)東芝が地権者であり、自社を中心としてスマートコミュニティの実現をめざして積極的に取り組んでいく。インフラの構築のみで終わらず、持続的な事業性の確立をめざしてその運用にも関与していく。また、本プロジェクトについて同社と地元自治体である茨木市は定期的に意見交換を実施している。
- ホウ素中性子補足療法（B N C T）の推進に係る措置として、熊取町が京都大学原子炉実験所における専門人材の育成やB N C Tの普及啓発を支援する。

【大阪市】

- 平成16年4月13日の都市再生本部において決定された都市再生プロジェクト「大阪圏における生活支援ロボット産業拠点の形成」を推進するため、内閣官房地域活性化統合事務局次長を座長に、推進協議会を組織し、関西経済連合会が事務局を運営(平成16年度設置)
- イノベーションを創出する事業について、民間企業12社で構成する(株)ナレッジ・キャピタル・マネジメント(平成21年4月1日設立)がナレッジキャピタル事業を推進
- (株)サンブリッジグローバルベンチャーズ、(公財)都市活力研究所等により、国内ベンチャー企業の創設や海外進出支援等を行うグローバル・ベンチャー・ハビタット事業を推進(平成23年1月に開業)
- 臨海部の市所有施設や公共施設等を実証実験の場として提供(夢洲1区に民間企業と共同で、メガソーラーを設置予定等)
- 交通アクセスの向上に向け、平成25年度に咲洲トンネルの無料化を予定(現行：普通車100円、大型車400円)
- M I C E機能を最大限に發揮するために、地区内の歩車分離による歩行者のより一層の安全性と、地区内の回遊性を確保とする観点からペデストリアンデッキの整備を立地企業と自治体とで推進
- 国におけるリチウムイオン電池に関する安全対策のあり方の検討の結果を踏まえつつ、地方における検討を行う。

【兵庫県】

- スーパーコンピュータの産業界の利活用を促進するために、民間企業を中心に「次世代スーパーコンピュータ利用推進協議会」(会長：大橋忠晴(川崎重工業(株)取締役会長)、会員：71社・団体、事務局：(財)計算科学振興財団、設立：平成20年4月)を設置

○ SPring-8放射光の産業利用を促進するために、ユーザー民間企業による「SPring-8利用推進協議会」
(会長：川上哲郎 (住友電気工業(株)名誉顧問、会員：90 社・団体、事務局：(公財) 高輝度光
科学研究センター、設立：平成2年9月) を設置

【神戸市】

- (財) 先端医療振興財團クラスター推進センターに専門人材を配置し、市内中小企業及びポートア
イランド進出企業に対する事業化支援、人材育成、情報発信・国際連携等の事業を実施。また先端
医療センター内に「医療機器サポートプラザ」を設置し、薬事法等の医療機器開発にかかる相談業
務を実施 (平成17年度～)
- 特区内で開発される再生医療・医療機器等について、PMDA勤務経験者等を活用した治験・薬事承
認申請に関する事前相談や事業化戦略等に関する相談を実施 (平成24年度～)

【阪神港】

- 公社ターミナルのリース料3割低減 (神戸市) (平成14年度以降)
- 前年と比較して、外貿コンテナ取扱個数増加分に対して、リース料の軽減措置 (神戸港埠頭公社(当
時)) (平成14年度以降)
- 大阪港、神戸港の両埠頭公社の株式会社の準備会社を設立 (平成22年10月) し、平成23年4月より
株式会社化

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«イメージング技術を活用した創薬の高効率化»別紙1－2関係
名称	株式会社 ナード研究所
住所	〒660-0805 兵庫県尼崎市西長洲町2丁目6番1号 TEL : 06-6482-7010
概要	設立：昭和47年3月14日 業種：化学受託合成・受託研究 資本金：10,018万円 従業員：109名 事業所：尼崎本社 神戸研究所 神戸市中央区港島6丁目7番4号 神戸健康産業開発センター 内 (平成24年12月に神戸市中央区港島南町5丁目4番1号に新築移転) 東京営業所 東京都中央区日本橋2丁目9番1号 (株)ナードケミカルズ 堺工場 堺市西区築港新町3丁6番3号

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	『SPring-8 を活用した次世代省エネ材料開発・評価』 別紙1—2関係
名称	A社《企業名非公表》
住所	〒《非公表》 TEL:《非公表》
概要	設立:《非公表》 業種:《非公表》 業務概要:《非公表》

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«医薬品の研究開発促進（次世代ワクチンの開発）» 別紙1—2関係
名称	一般財団法人 阪大微生物病研究会
住所	〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-1 TEL : 06-6877-4804
概要	設立：昭和9年6月6日 業種：学術・開発研究機関 業務概要： 微生物病等の予防、治療に関する研究・調査およびワクチン等の供給。 また、その学術研究の助成、奨励。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	『医薬品の研究開発促進（核酸医薬の製造に係る生産技術の確立）』 別紙1—2関係
名称	株式会社ジーンデザイン
住所	〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番20号 彩都バイオイノベーションセンター内 TEL : 072-640-5180
概要	設立：平成12年12月20日 業種：化学工業（医薬品製造業） 業務概要： 1. 医薬品の製造及び販売 2. 医薬部外品の製造及び販売 3. 化粧品の製造及び販売 4. 医療機器の製造及び販売 5. 理化学機器の製造及び販売 6. 生命科学研究用試薬、材料の輸入、製造及び販売 7. 生命科学研究に関する受託業務 8. 前各号に附帯する一切の業務

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	『医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）』 別紙1－2関係
名称	TAOヘルスライフファーマ株式会社
住所	・事業所 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町6丁目7番6号 神戸ハイブリッドビジネスセンター（神戸医療産業都市内） ・登記の本社 〒604-0904 京都府京都市中京区新木町通竹屋町上る西革堂176番地 (京都大学医学部キャンパス内に移転予定)
概要	会社名：TAOヘルスライフファーマ株式会社 設立：平成23年11月11日 業種：医薬品に係る研究開発事業 業務概要： ・アルツハイマー病を中心とする老化関連疾患の診断法、治療法、予防法の開発研究ならびに学術研究の推進 ・医薬品の研究開発、製造、販売、輸出入 等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）»別紙1—2関係
名称	株式会社カン研究所
住所	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町6-7-3 神戸M R&Dセンター3階 TEL : 078-306-5910 (代表)
概要	設立：平成9年4月25日 業種：医薬品に関する研究開発 業務概要：医薬品に関する研究開発 その他適切な一切の業務

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	『医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）』別紙1—2関係
名称	千寿製薬株式会社
住所	〒541-0046 大阪府大阪市中央区平野町二丁目5番8号 TEL : 06-6201-2512
概要	設立：昭和22年4月 業種：医薬品の製造及び販売 業務概要： 医療用眼科剤の研究開発（医療用、一般医用薬品と様々な疾患用途に応じた点眼剤の研究）、製造及び販売。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«医薬品の研究開発促進（ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立）»別紙1—2関係
名称	株式会社ペプチド研究所
住所	〒562-8686 大阪府箕面市稻4丁目1番2号 TEL: 072-729-4121
概要	<p>設立: 昭和52年4月27日</p> <p>業種: 化学工業（医薬品製造業）</p> <p>業務概要:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ペプチド、蛋白質、糖関連化学薬品の製造及び販売 2 ペプチド、蛋白質、糖関連医薬品の製造及び販売 3 ペプチド、蛋白質、糖関連の研究及び開発 4 劇物、毒物の製造及び販売 5 前記各号に関する輸出入業務 6 前記各号に付帯する一切の業務

対象事業名	«医薬品の研究開発促進（ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立）»別紙1—5関係
これまでの調整状況	平成24年5月 株式会社ペプチド研究所と事業の推進に向けた意見交換を実施。
特定する方法	株式会社ペプチド研究所において、金融機関との協議を経て特定する。
今後の予定	平成24年6月 融資先金融金貸を特定 9月 事業着手（主体による貸付）

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«医薬品の研究開発促進（PET 薬剤の臨床適用を迅速かつ効率的に実施するための措置»別紙1—2関係
これまでの調整状況	平成 24 年 3 月 国内で PET 薬剤の供給を行う事業者と意見交換を実施。（以降、数度にわたり、意見交換を実施）
特定する方法	PET 薬剤研究製造施設整備のための事業体を設立予定。
今後の予定	平成 24 年 12 月 PET 薬剤研究製造施設整備のための事業体を設立 平成 25 年 3 月 彩都（大阪府茨木市）において、建築作業着手 平成 26 年 4 月 完成 (いずれも想定)

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	『診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進（ロボットテクノロジーを核とした、医工・看工連携による高齢化社会対応機器・サービスの開発・実証』別紙1－2関係
これまでの調整状況	平成22年10月 大阪大学臨床医工学融合研究教育センター内で、「ナレッジキャピタル」内に開設予定であったロボシティコアの企画・運営を行う組織として、ワーキンググループを発足。 平成24年5月 淀川キリスト教病院、(株)KMD等が中心となり、ナレッジキャピタルの一部施設を運営する主体の検討を開始（一般社団法人の設立も検討）。
特定する方法	一般社団法人の設立又は上記関係団体の連携により事業を実施する予定。
今後の予定	平成24年5月 一般社団法人の設立に向けた検討開始 平成24年8月頃 主体の特定（一般社団法人設立を含め検討） 平成24年度下半期 事業開始

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	『診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進（ロボットテクノロジーを核とした、医工・看工連携による高齢化社会対応機器・サービスの開発・実証』別紙1－5関係
これまでの調整状況	<p>平成22年10月 大阪大学臨床医工学融合研究教育センター内で、「ナレッジキャピタル」内に開設予定であったロボシティコアの企画・運営を行う組織として、ワーキンググループを発足。</p> <p>平成24年 5月 淀川キリスト教病院、(株)KMD等が中心となり、ナレッジキャピタルの一部施設を運営する主体の検討を開始（一般社団法人の設立も検討）。</p>
特定する方法	<p>一般社団法人の設立又は上記関係団体の連携により事業を実施する予定。</p> <p>対象事業の主体の特定に伴い、利子補給金の支給を受ける主体も特定する見込み。</p>
今後の予定	<p>平成24年 5月 対象事業の主体について検討開始</p> <p>平成24年 8月頃 貸付主体の特定 (対象事業の主体の特定により特定)</p> <p>平成24年度下半期 事業着手（主体による貸付）</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化（再生医療・細胞治療の実用化促進）»別紙1—2 関係
名称	株式会社ベネシス
住所	〒541-8505 大阪府大阪市中央区北浜 2-6-18 TEL : 06-6227-6050
概要	<p>設 立 : 2002 年 10 月 1 日 業 種 : 医薬品製造販売業 業務概要 : ・各種医薬品の製造販売</p> <p>なお、2012 年 10 月 1 日に日本赤十字社の血漿分画事業部門と事業統合し、「一般社団法人 日本血液製剤機構」を設立する。</p> <p>(参考) 新法人の概要 法 人 名 : 一般社団法人 日本血液製剤機構 (Japan Blood Products Organization) 本社所在地 : 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービルデ イング 7 階 事業開始日 : 平成 24 年 10 月 1 日 (予定) 代表理事 : 理 事 長 上田 英彦 ※現 日本赤十字社血液事業本部血液事業経営会議委員 副理事長 秋山 裕治 ※現 株式会社ベネシス顧問 従 業 員 数 : 約 900 名 売上高 : 約 370 億円 ※現在の両社血漿分画製剤売上高合算 (薬価ベース)</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«先制医療等の実現に向けた環境整備・研究開発促進（先制医療の実現に向けたコホート（疫学）研究・バイオマーカー研究の推進）» 別紙1—2関係
名称	株式会社エイアンドティー
住所	〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町2番地6 横浜プラザビル TEL : 045-317-1252
概要	設立：昭和53年5月25日 業種：医療機器 業務概要：臨床検査に係る製品開発、製造、販売、保守サービス

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«先制医療等の実現に向けた環境整備・研究開発促進（先制医療の実現に向けたコホート（疫学）研究・バイオマーカー研究の推進、先制医療に移行するための環境整備）» 別紙1－2関係
名称	宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション 淀川キリスト教病院
住所	〒533-0032 大阪府大阪市東淀川区淡路 2-9-26 TEL : 06 (6322) 2250 (代表)
概要	<p>設立：昭和31年3月12日 業種：医療機関</p> <p>業務概要：地域の中核病院として、周産期、救急・急性期、終末期に至るまでの幅広い医療を提供している。また、国内初の血液型不適合児に対する交換輸血の実施、関西初のホスピス開設など、医療界において先駆的な活動に取り組んできた。</p> <p>【診療科目】</p> <p>内科（神経内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・脳血管内科・腎臓内科・内分泌・免疫内科）、小児科、小児外科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科・婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、神経科、ホスピス（緩和ケア）、病理診断科、化学療法科</p> <p>【特別診療】</p> <p>母子センター（新生児集中治療・新生児交換輸血・母体合併症妊婦・低体温療法）・リハビリテーションセンター（理学療法、作業療法、言語療法）・内視鏡センター（上部下部消化管、超音波内視鏡、気管支ファイバー、肝・腎生検）</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	<<イノベーション創出事業>>別紙1－2関係
名称	株式会社コングレ
住所	〒533-0032 大阪府大阪市中央区淡路町 3-6-13 コングレビルディング TEL : 06 (6322) 2250 (代表)
概要	設立：平成2年6月25日 業種：サービス業 業務概要：国際会議、展示会、イベント等の企画・運営・管理 コンベンション施設の管理及びコンベンション誘致 通訳者等の人材育成・人材派遣サービスの提供 通訳・翻訳サービスの提供 ITシステムサービス 調査・コンサルティング ※主な実績 【国際会議・学会の企画、運営、誘致】 北海道洞爺湖サミット首脳会議・関連閣僚会合、G8サミット財務大臣会合・環境大臣会合、国連防災世界会議、地球温暖化防止京都会議（COP3）、日本医学会総会、第14回国際免疫学会議など 【会議・文化施設の運営管理、指定管理者業務】 名古屋国際会議場、長良川国際会議場、大阪歴史博物館、大阪市ビジターズインフォメーションセンター、大阪城天守閣、六本木ヒルズ、上海環球金融中心展望台、新江ノ島水族館、京都水族館、すみだ水族館、日本科学未来館、新潟県立自然科学館など

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«イノベーション創出事業»別紙1－2関係
これまでの調整状況	<p>平成21年4月 うめきた地区先行開発区域プロジェクトを進める開発事業者12社により、同区域の中核施設「ナレッジキャピタル」の企画・運営組織として株式会社ナレッジ・キャピタル・マネジメント（以下「KMO」という。）を設立。</p> <p>平成22年3月 うめきた地区先行開発区域の建築工事着工</p> <p>平成24年1月 KMO及び開発事業者12社が、ナレッジキャピタルの一部施設を運営する一般社団法人の設立検討を開始。</p>
特定する方法	KMOと設立予定の一般社団法人が分担して特定国際戦略事業（ナレッジキャピタル内の各施設の整備・運営）を実施する予定であり、KMOと設立後の一般社団法人との協議により、分担を決定する。
今後の予定	<p>平成24年5月 KMOにおいて一般社団法人の設立準備</p> <p>平成24年6月頃 一般社団法人設立 ⇒主体の特定</p> <p>平成24年度下半期 事業開始</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«国際的な医療サービスと医療交流の促進»別紙1—2関係
これまでの調整状況	<p>平成 22 年 9 月 国内の事業会社が海外の大手医療機関に大阪駅周辺地区での医療サービス展開を提案。現行の医療法・医師法（概要）を説明。</p> <p>平成 23 年 10 月 国内の事業会社がクリニック開設場所及び経済条件の提示・共同出資会社設立の提案。</p> <p>両者による国際的な医療サービスと医療交流の促進に関する意見交換。</p>
特定する方法	国内の事業会社と海外の大手医療機関による共同出資会社設立
今後の予定	<p>平成 24 年 2 月 海外の大手医療機関の取締役会決議</p> <p>平成 24 年 4 月頃 共同出資会社設立 ⇒主体の特定</p> <p>平成 24 年上半期 事業開始 (想定)</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	『高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信』 別紙1-2、別紙1-5関係
-------	--

【①神戸国際フロンティアメディカルセンター病院】

これまでの調整状況	平成23年3月 田中紘一 神戸国際医療交流財団理事長（元京都大学医学部附属病院長）が同病院の運営主体となる医療法人の設立を兵庫県保健医療審議会医療法人部会へ申請。SPC（下記）設立後に再協議予定。 平成23年8月 神戸市保健医療審議会病床整備検討部会が同病院に120床を配分することを決定。
特定する方法	同病院建設のための特定目的会社（SPC）を設立予定（現在、神戸経済界等の民間事業者と出資協議中）。 事業規模：約25億円（民間出資約10億円、金融機関融資約15億円）
今後の予定	平成24年春まで SPC設立、基本設計・実施設計 平成24年夏 病院着工 平成25年春 病院完成・開院

【②神戸低侵襲がん医療センター】

名称	神戸がん医療推進合同会社
住所	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島中町5丁目5番2号 神戸国際ビジネスセンター657号室
概要	設立：平成23年5月6日 業務内容：神戸低侵襲がん医療センターを建設し、（仮称）医療法人 神戸低侵襲がん医療センターに施設を賃貸 事業規模：約34億円（民間企業等出資約25億円、金融機関融資約9億円）
これまでの調整状況	平成23年8月 神戸市保健医療審議会病床整備検討部会が同病院に80床を配分することを決定。
今後の予定	平成24年2月 病院着工 平成25年2月 病院完成 平成25年4月 病院開院

【③西記念ポートアイランドリハビリテーション病院】

名称	医療法人 康雄会
住所	〒657-0037 兵庫県神戸市灘区備後町3丁目2番18号 TEL : 078-821-4151
概要	設立：昭和53年4月22日 業種：医療業 業務概要：病院
これまでの調整状況	平成23年8月 神戸市保健医療審議会病床整備検討部会が同病院に80床を配分することを決定。
今後の予定	平成24年6月 病院着工 平成25年3月 病院完成 平成25年4月 病院開院

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得（けいはんな学研都市地区）》別紙1—2関係
名称	B社《企業名非公表》
住所	〒《非公表》 TEL：《非公表》
概要	設立：《非公表》 業種：プラスチック製品の製造等 業務概要： ・プラスチック製品の開発（企画・デザイン・設計）、製造、販売 各種熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂の射出成形・加工 インサート成形およびアウトサート成形 ・ECO自動車（HV、PHV、EV）の基幹部品、インバーター、車載充電器、二次電池、端子台の生産及び研究開発 ・SiC半導体を搭載するパッケージの研究開発 等

対象事業名	《次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得（けいはんな地区）》別紙1—2関係
これまでの調整状況	平成24年2月 ECO自動車（HV、PHEV、EV）製造事業者とSiC半導体製造事業者への説明、意見交換 平成24年2月 けいはんな学研都市地区協議会（けいはんなエコシティ推進会議）において、取組内容について協議し、了承を得た。
特定する方法	けいはんな学研都市地区協議会（けいはんなエコシティ推進会議）における協議により決定
今後の予定	平成24年4月以降 けいはんな学研都市地区協議会（けいはんなエコシティ推進会議）において事業内容、主体の特定

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得（けいはんな学研都市地区）》別紙1—2関係
名称	C社《企業名非公表》
住所	〒《非公表》 TEL：《非公表》
概要	設立：《非公表》 業種：電機機器製造等 業務概要： ・発電事業、スマートコミュニティ事業、産業プラント事業等

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得（けいはんな学研都市地区）»別紙1—2関係
名称	株式会社エム・システム技研
住所(本社)	〒557-0063 大阪府西成区南津守5-2-55 TEL : 06-6659-8200
概要	設立：昭和47年4月 業種：産業用電子機器の製造・販売 業務概要：計装用信号変換器、電子機器専用避雷器、遠隔測定・多重伝送・自動制御用等の各種電子機器、その他ネットワーク計装用各種電子機器の製造販売

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得（けいはんな学研都市地区）》別紙1—2関係
名称	エレクセル株式会社
住所	〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1丁目7番地 けいはんなプラザ ラボ棟13階 TEL : 0774-98-2673
概要	設立：平成14年11月7日 業種：リチウムイオン電池の製造・販売業 業務概要：新規電池の研究開発、電池部材・素材の受託研究、開発用プロトタイプ電池の生産、マンガン系電池の製造販売

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«クールチェーン強化とガイドライン化事業»別紙1—2関係
名称	関西国際空港（株）（平成24年7月1日以降は新関西国際空港（株））、CKTS（株）、日航関西エアカーゴシステム（株）、ANAロジスティクサービス（株）
住所	<p>関西国際空港（株） 〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 TEL：072-455-2038</p> <p>CKTS（株） 〒598-0047 大阪府泉佐野市りんくう往来南3番地7 TEL：072-469-4915</p> <p>日航関西エアカーゴシステム（株） 〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南1番地 JALKAS輸入貨物ビル TEL：072-455-3660</p> <p>ANAロジスティクサービス（株） 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル5階 TEL：03-3747-9850</p>

概要	<p>関西国際空港（株）</p> <p>設立：昭和59年10月1日</p> <p>業種：サービス業</p> <p>業務概要：空港運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業事業 鉄道事業 <p>C K T S（株）</p> <p>設立：平成2年3月29日</p> <p>業種：サービス業</p> <p>業務概要：旅客ハンドリング業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出貨物・郵便物取扱い、輸出上屋運営業務 輸入貨物取扱い、輸入上屋運営業務 ランプハンドリング業務 航空機メンテナンス業務 <p>日航関西エアカーゴシステム（株）</p> <p>設立：昭和50年12月10日</p> <p>業種：サービス業</p> <p>業務概要：貨物取扱および郵便物の運送受託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷役用機材および機器の整備、保管、賃貸 自動車による貨物の運送およびその取扱事業 <p>ANAロジスティクサービス（株）</p> <p>設立：平成13年11月6日</p> <p>業種：サービス業</p> <p>業務概要：航空貨物・郵便の取扱業、上屋業、旅客手荷物修理取次業</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車運送業、自動車運送取扱業 国内航空貨物代理店業、通関業、労働者派遣業
----	--

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	『クールチェーンの強化とガイドライン化事業』別紙1—2関係
これまでの調整状況	<p>平成23年12月 関西国際空港で貨物のグランドハンドリング業務を行っている事業者への事業説明、意見交換</p> <p>平成24年 1月 関西国際空港地域拠点協議会において取組内容について協議し了承を得た</p> <p>平成24年 2月 関西国際空港で貨物のグランドハンドリング業務を行っている主要な事業者（CKTS（株）他、全3者）が参加する関西国際空港地域拠点協議会クールチェーンの強化とガイドライン化検討作業部会（仮称）の準備会を開催</p> <p>平成24年 3月 関西国際空港で貨物のグランドハンドリング業務を行っている主要な事業者（日航関西エアカーゴシステム（株）、CKTS（株）、ANAロジスティクサービス（株））と製薬企業団体との意見交換会を開催</p>
特定する方法	関西国際空港地域拠点協議会クールチェーンの強化とガイドライン化検討作業部会（仮称）における協議により決定
今後の予定	<p>平成24年2月～4月 クールチェーンの強化とガイドライン化検討作業部会（仮称）にて協議</p> <p>平成24年5月頃 日航関西エアカーゴシステム（株）、CKTS（株）、ANAロジスティクサービス（株）にてクールチェーンの強化及びガイドライン化に関する段階的整備について協議。5月17日開催の医薬品セミナー（第3回）にて宣言。6月27日～29日開催の医薬品EXPOにてPR予定</p> <p>平成24年上半期～ クールチェーン強化及びガイドライン化について段階的に整備する見込み</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«国際物流等事業者誘致によるアジア拠点の形成事業» 別紙1—2関係
名称	関西国際空港（株）（平成24年7月1日以降は新関西国際空港（株））
住所	関西国際空港（株） 〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 TEL：072-455-2038
概要	関西国際空港（株） 設立：昭和59年10月1日 業種：サービス業 業務概要：空港運営事業 商業事業 鉄道事業

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	«国際物流等事業者誘致によるアジア拠点の形成事業» 別紙1—2関係
これまでの調整状況	以下のような活動を通じて国際物流等事業者の誘致が実現 平成 17 年 6 月 産学官にて国際物流戦略チームを組織し、関空の貨物ハブ化を推進する活動を開始 平成 19 年 8 月 関空第2滑走路を供用開始、完全24時間化実現 平成 21 年 2 月 関空2期島貨物地区供用開始（駐機場のみ） 平成 22 年 5 月 国土交通省成長戦略において関空の貨物ハブ化を推進することが明記 平成 24 年 5 月 国際物流事業者の北太平洋地区ハブを開設することが決定
特定する方法	関空会社（平成 24 年 7 月 1 日以降は新関西国際空港（株））と国際物流等事業者との誘致契約または合意締結、あるいは投資計画の確定
今後の予定	関空会社（平成 24 年 7 月 1 日以降は新関西国際空港（株））は関空2期南側貨物地区に上屋施設等を整備し、平成 26 年春頃に国際物流事業者の北太平洋地区ハブが運用開始する予定

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《先端産業、物流関連企業等の立地促進による創荷》別紙1—2関係
名称	株式会社上組
住所	〒651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通4丁目1番11号 TEL : 078-271-5122
概要	設立：昭和 22 年 業種：国際海上コンテナの荷捌き、保管、配達事業 業務概要：輸入コンテナ貨物を荷捌き、一時保管し、近畿の店舗に配達

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社ナード研究所
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	「イメージング技術を活用した創薬の高効率化」にかかる事業を実施するた め。
意見を聴いた日	平成 24 年 4 月 24 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記研究開発に必要な建物等の整備等にあたり、国際戦略総合特区設備等 投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙 1－2 に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	A社《企業名非公表》
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「SPring-8 を活用した次世代省エネ材料開発・評価」の実 施主体であるため。
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 7 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記研究開発に必要な設備等の導入に当たり、国際戦略総合特区設備等投 資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ別紙 1－2 に記載した。

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	一般財団法人 阪大微生物病研究会
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「医薬品研究開発促進（次世代ワクチンの開発）」の実施主体で あるため。
意見を聴いた日	平成 24 年 1 月 16 日
意見聴取の方法	面談による意見聴取
意見の概要	上記事業に必要な施設、設備の増設にあたり、国際戦略総合特区設備等投資 促進税制を活用したい。
意見に対する対応	意見を踏まえ、別紙 1－2 に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社ジーンデザイン
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「核酸医薬の製造に係る生産技術の確立」の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成24年2月9日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記研究開発に必要な設備等の導入にあたり、国際戦略総合特区設備等投 資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社 三井住友銀行
当該実施主体が関係す ると判断する理由	特定国際戦略事業「核酸医薬の製造に係る生産技術の確立」に係る事業資金 の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成24年2月10日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－5に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	TAOヘルスライフファーマ株式会社
当該実施主体が関係す ると判断する理由	「医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）」にかかる事業（アルツ ハイマー病治療薬の開発）を実施するため。
意見を聴いた日	平成24年2月2日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	1. 上記研究開発に必要な設備等の導入にあたり、国際戦略総合特区設備等 投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	1. について、意見を踏まえ、別紙1-2に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社カン研究所
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	「医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）」にかかる事業を実施す るため。
意見を聴いた日	平成 24 年 4 月 19 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記研究開発に必要な研究施設・設備等の導入にあたり、国際戦略総合特 区設備等投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	千寿製薬株式会社
当該実施主体が関係す ると判断する理由	「医薬品の研究開発促進（中枢神経系制御薬の開発）」にかかる事業を実施す るため。
意見を聴いた日	平成 24 年 4 月 23 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記研究開発に必要な設備等の導入にあたり、国際戦略総合特区設備等投 資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙 1－2 に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社ペプチド研究所
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立」の実施主体 であるため。
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 15 日
意見聴取の方法	面談による意見聴取
意見の概要	上記事業に必要な施設、設備の増設にあたり、国際戦略総合特区設備等投資 促進税制を活用したい。
意見に対する対応	意見を踏まえ、別紙 1－2 に記載した。

関係地方公共団体又は 実施主体名	特区内において、医薬品産業の振興に資する拠点の整備・運営を実施する事業者 に対し事業実施に必要な資金を貸し付ける金融機関
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「ペプチド医薬の製造に係る大量生産技術の確立」に係る事業 資金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 31 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	意見を踏まえ、別紙 1－5 に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	国内で PET 薬剤の供給を行う事業者
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「 PET 薬剤の臨床応用を迅速かつ効率的に実施するための措 置」の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成 24 年 3 月 16 日
意見聴取の方法	面談による意見聴取
意見の概要	上記事業に必要な施設、設備の増設にあたり、国際戦略総合特区設備等投資 促進税制を活用したい。
意見に対する対応	意見を踏まえ、別紙 1 － 2 に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	特区内において、医療機器や医療関連産業の振興に資する拠点の整備・運営を実施する事業者
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	特定国際戦略事業「診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進（ロボットテクノロジーを核とした、医工・看工連携による高齢化社会対応機器・サービスの開発・実証）」に関与するため。
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 24 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<ul style="list-style-type: none">・上記拠点の整備・運営にあたり、事業実施主体が、国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用できるようにしてほしい。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none">・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社 ベネシス
当該実施主体が関係す ると判断する理由	先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化（再生医療・細胞医療 の実用化促進）にかかる事業を実施するため。
意見を聴いた日	平成 24 年 4 月 19 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記研究開発に必要な設備等の導入にあたり、国際戦略総合特区設備等投 資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙 1－2 に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社エイアンドティー
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成24年2月8日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	これまでの協議を踏まえた計画案であり、特に意見はない。
意見に対する対応	特になし。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	宗教法人 在日本南プレスビテリアンミッショն 淀川キリスト教病院
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「先制医療等の実現に向けた環境整備・研究開発促進」の実施 主体であるため。
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 9 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記事業の実施にあたり、国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社コングレ
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「イノベーション創出事業」の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 23 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記事業の実施にあたり、国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社三菱東京UFJ銀行
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「イノベーション創出事業」に係る事業資金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 30 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－5に記載した。

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社りそな銀行
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「イノベーション創出事業」に係る事業資金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 29 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－5に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社ナレッジ・キャピタル・マネジメント
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「イノベーション創出事業」（ナレッジキャピタル施設の整備・運営）に関与するため。
意見を聴いた日	平成 24 年 4 月 23 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記施設の整備・運営にあたり、設立予定の一般社団法人とともに、国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用できるようにしてほしい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	海外の大手医療機関を誘致しようとしている国内の事業会社
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	特定国際戦略事業「国際的な医療サービスと医療交流の促進」の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成24年2月2日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記事業の実施にあたり、国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

関係地方公共団体又は実施主体名	株式会社 三井住友銀行
当該実施主体が関係すると判断する理由	特定国際戦略事業「国際的な医療サービスと医療交流の促進」に係る事業資金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成24年2月10日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－5に記載した。

関係地方公共団体又は実施主体名	株式会社 三菱東京UFJ銀行
当該実施主体が関係すると判断する理由	特定国際戦略事業「国際的な医療サービスと医療交流の促進」に係る事業資金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成24年2月10日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－5に記載した。

関係地方公共団体又は実施主体名	株式会社 みずほ銀行
当該実施主体が関係すると判断する理由	特定国際戦略事業「国際的な医療サービスと医療交流の促進」に係る事業資金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成24年2月10日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－5に記載した。

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社 りそな銀行
当該実施主体が関係す ると判断する理由	特定国際戦略事業「国際的な医療サービスと医療交流の促進」に係る事業資 金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成 24 年 2 月 10 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙 1－5 に記載した。

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社 池田泉州銀行
当該実施主体が関係す ると判断する理由	特定国際戦略事業「国際的な医療サービスと医療交流の促進」に係る事業資 金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成 24 年 2 月 10 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙 1－5 に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	公益財団法人神戸国際医療交流財団 田中紘一理事長
当該実施主体が関係すると判断する理由	「高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信」にかかる事業（神戸国際フロンティアメディカルセンター病院の運営）に関与するため。
意見を聴いた日	平成24年2月6日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	1. 上記病院の整備にあたり、事業主体となる特定目的会社（SPC）（今後設立予定）が国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用できるようにしてほしい。
意見に対する対応	1. について、意見を踏まえ、別紙1-2に記載した。

関係地方公共団体又は実施主体名	神戸がん医療推進合同会社
当該実施主体が関係すると判断する理由	「高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信」にかかる事業（神戸低侵襲がん医療センターの整備）を実施するため。
意見を聴いた日	平成24年2月10日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	1. 上記病院の整備にあたり、国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	1. について、意見を踏まえ、別紙1-2に記載した。

関係地方公共団体又は実施主体名	医療法人 康雄会
当該実施主体が関係すると判断する理由	「高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信」にかかる事業（西記念ポートアイランドリハビリテーション病院の整備）を実施するため。
意見を聴いた日	平成24年2月3日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	1. 上記病院の整備にあたり、国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	1. について、意見を踏まえ、別紙1-2に記載した。

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社 三井住友銀行
当該実施主体が関係す ると判断する理由	「高度専門病院群を核とした国際医療交流による日本の医療技術の発信」に かかる事業（高度専門病院の整備）にかかる資金の貸付を行うため。
意見を聴いた日	平成 24 年 2 月 2 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	1. 上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用した い。
意見に対する対応	1. について、意見を踏まえ、別紙 1－5 に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社三井住友銀行 株式会社日本政策投資銀行
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「湾岸部スマートコミュニティ実証によるパッケージ輸出の促 進」に係る事業資金の貸付を行うため
意見を聴いた日	平成24年6月6日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記貸付の実施にあたり、国際戦略総合特区支援利子補給金を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－5に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	B社《企業名非公表》
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	特定国際戦略事業「次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期 実用化による国際市場の獲得(けいはんな学研都市)」の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成24年2月7日
意見聴取の方法	面談により意見聴取
意見の概要	・上記研究開発に必要な設備等の導入に当たり、国際戦略総合特区設備等投 資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	C社《企業名非公表》
当該実施主体が関係す ると判断する理由	特定国際戦略事業「次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期 実用化による国際市場の獲得(けいはんな学研都市)」の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成24年2月10日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・上記研究開発に必要な設備等の導入に当たり、国際戦略総合特区設備等投 資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2記載した。

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	株式会社エム・システム技研
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	特定国際戦略事業「次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得（けいはんな学研都市）」の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成24年6月5日
意見聴取の方法	電子メール
意見の概要	・上記研究開発に必要な設備等の導入に当たり、国際戦略総合特区等投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	エレクセル株式会社
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	特定国際戦略事業「次世代エネルギー・社会システム実証事業の成果の早期実用化による国際市場の獲得（けいはんな学研都市）」の実施主体であるため。
意見を聴いた日	平成24年5月18日
意見聴取の方法	面談により意見聴取
意見の概要	・上記研究開発に必要な設備等の導入に当たり、国際戦略総合特区等投資促進税制を活用したい。
意見に対する対応	・意見を踏まえ、別紙1－2に記載した。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	関西国際空港株式会社
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	実施主体
意見を聴いた日	平成24年2月10日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<p>《クールチェーン強化とガイドライン化事業》</p> <p>関西国際空港の航空貨物の利用促進を進めるため、航空貨物利用者からの要望を聴取し、要望を踏まえて国内初となる空港内での医薬品専用共同定温庫（KIX-Medica）を平成22年9月末にオープンさせ、利用者からは輸送における最大原因であった温度管理不備における事故が予防できるという点から高い評価を得ており、当施設の利用が順調に増加しているところである。</p> <p>当社としては、今後、大きく増加すると考えている医薬品物流により広く深く関与し続けるために、世界の動き（GDP（医薬品物流基準））に対応できるよう、施設の強化・拡充や医薬品などの取扱い基準の策定など新たな取組みを行ない、医薬品物流における世界標準をクリアするとともに、関西・西日本の医薬品等の研究開発を物流面で支えることにより、研究開発から製薬、製剤、輸送に至るあらゆるライフサイエンス企業の立地ポテンシャルの向上に物流面から貢献し続けたいと考えている。</p> <p>《国際物流等事業者誘致におけるアジア拠点の形成事業》</p> <p>関西国際空港は、貨物空港として①24時間運用による豊富な深夜貨物便、②物流施設の空港内にコンパクトで効率的な配置、③世界トップクラスの通関時間などから世界での評価も高く、国土交通省成長戦略（H22年5月）においてもこれからの我が国の経済成長を支える「貨物ハブ」と位置付けられている。</p> <p>しかしながら、現在の各種経済状況から、今までの日本発着を主体とした国際航空貨物物流だけでは関西国際空港が有する特色を充分に活用できないだけでなく、日本全体としても国際航空貨物物流の主流から外れてしまう虞がある。</p> <p>従って、当社としては、関西国際空港をハブとする国際物流等事業者を誘致し、国際航空貨物のネットワークの飛躍的拡充と多様性などによるアジアにおける物流拠点を構築し、日本の国際航空貨物物流の維持・発展の主体となるとともに、「世界最高水準のクールチェーン」の構築にも貢献する事ができるものと考えている。</p>
意見に対する対応	意見を踏まえた計画とした。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	C K T S株式会社
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	実施主体
意見を聴いた日	平成24年2月10日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<p>医薬品等特殊貨物の航空輸送に対する荷主のニーズはグローバル化により急速に高度化多様化している。</p> <p>当社では、こうした世界の流れに国内空港でいち早く呼応し医薬品専用共同定温庫を整備（H22.9）した関西国際空港株式会社と連携して、同定温庫を運営。順調に取扱いを伸ばしてきている。</p> <p>しかしながら、今後のアジア市場の伸びやバイオサンプルや検体など特殊貨物の増加を考えた場合、現在の医薬品専用共同定温庫（KIX Medica）で十分とは言えないと考える。また、温度管理事故が集中する機側周辺についても、荷主から改善を求める声は大きい。</p> <p>わが社としては、このような状況に対処するため、関西国際空港株式会社とともに、KIX-Medicaの機能強化に積極的に協力していくとともに、サーマルドーリーなどの導入を進める所存。あわせて、関係各社とも連携し、一層の社員教育に力を注ぐなどソフト面での充実にも取り組むことなどで、関空の医薬品物流品質の向上に貢献してまいりたい。</p> <p>なお、港湾施設では様々な国の支援制度が準備されていると聞く。翻って、空港施設ではどのようなリスクの高いインフラ投資であっても、支援対象とはなっていない。国の経済成長を支えるこのような施設整備に対し、国としての積極的な支援を期待する。</p>
意見に対する対応	意見を踏まえた計画とした。

関係地方公共団体又は実施主体名	日航関西エアカーゴシステム株式会社
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	実施主体
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 17 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	医薬品等特殊貨物の航空輸送に対する荷主のニーズに対応するため、関係各社と協力し、温度管理事故が集中する機側周辺について、機側から上屋までの移動を迅速かつ定温で行うためのサーマルドーリー（温度管理機能付き移動車）等を導入、加えて、人的対応力の向上や空港内サービスの「見える化」を進め、常に一定水準以上の物流品質が提供できるよう、空港内における医薬品等貨物の取扱い方法について、ガイドライン化を図る。
意見に対する対応	意見を踏まえた計画とした。

関係地方公共団体又は実施主体名	ANAロジスティクサービス株式会社
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	実施主体
意見を聴いた日	平成 24 年 5 月 17 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	医薬品等特殊貨物の航空輸送に対する荷主のニーズに対応するため、関係各社と協力し、温度管理事故が集中する機側周辺について、機側から上屋までの移動を迅速かつ定温で行うためのサーマルドーリー（温度管理機能付き移動車）等を導入、加えて、人的対応力の向上や空港内サービスの「見える化」を進め、常に一定水準以上の物流品質が提供できるよう、空港内における医薬品等貨物の取扱い方法について、ガイドライン化を図る。
意見に対する対応	意見を踏まえた計画とした。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	株式会社上組
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	一般国際戦略事業の事業主体である国からの支援を受けるため
意見を聴いた日	平成 24 年 2 月 9 日 (書面等により意見を聴いた場合には、意見聴取先から意見の提出があった 日)
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・特に意見なし
意見に対する対応	既に提案済み

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	泉佐野市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	関西国際空港の所在する市町であるため
意見を聴いた日	平成24年2月8日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<p>関西国際空港は、2本の長距離滑走路を備え、かつ、完全24時間運用可能なグローバルスタンダードに適う国際拠点空港としての機能を有しております。</p> <p>昨年9月には、空港内に日本初となる医薬品専用共同定温庫が整備されるなど、我が国の特色ある国際貨物ハブ空港として積極的な取り組みが進められており、泉佐野市、泉南市、田尻町としても、関西国際空港建設当時より、空港と地元自治体との共存共栄の理念のもと、りんくうタウンの整備をはじめエアポートフロントシティにふさわしい地域整備を行うとともに、関西国際空港の積極的強化策を早期に実施するよう、国に要望活動を行ってきたところです。</p> <p>今回の国際戦略総合特区の計画は、関西国際空港の国際競争力の強化につながるものであると期待されますので、賛同します。</p>
意見に対する対応	意見の趣旨に沿う計画とした。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	泉南市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	関西国際空港の所在する市町であるため
意見を聴いた日	平成24年2月8日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<p>関西国際空港は、2本の長距離滑走路を備え、かつ、完全24時間運用可能なグローバルスタンダードに適う国際拠点空港としての機能を有しております。</p> <p>昨年9月には、空港内に日本初となる医薬品専用共同定温庫が整備されるなど、我が国の特色ある国際貨物ハブ空港として積極的な取り組みが進められており、泉佐野市、泉南市、田尻町としても、関西国際空港建設当時より、空港と地元自治体との共存共栄の理念のもと、りんくうタウンの整備をはじめエアポートフロントシティにふさわしい地域整備を行うとともに、関西国際空港の積極的強化策を早期に実施するよう、国に要望活動を行ってきたところです。</p> <p>今回の国際戦略総合特区の計画は、関西国際空港の国際競争力の強化につながるものであると期待されますので、賛同します。</p>
意見に対する対応	意見の趣旨に沿う計画とした。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	田尻町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	関西国際空港の所在する市町であるため
意見を聴いた日	平成24年2月8日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<p>関西国際空港は、2本の長距離滑走路を備え、かつ、完全24時間運用可能なグローバルスタンダードに適う国際拠点空港としての機能を有しております。</p> <p>昨年9月には、空港内に日本初となる医薬品専用共同定温庫が整備されるなど、我が国の特色ある国際貨物ハブ空港として積極的な取り組みが進められており、泉佐野市、泉南市、田尻町としても、関西国際空港建設当時より、空港と地元自治体との共存共栄の理念のもと、りんくうタウンの整備をはじめエアポートフロントシティにふさわしい地域整備を行うとともに、関西国際空港の積極的強化策を早期に実施するよう、国に要望活動を行ってきたところです。</p> <p>今回の国際戦略総合特区の計画は、関西国際空港の国際競争力の強化につながるものであると期待されますので、賛同します。</p>
意見に対する対応	意見の趣旨に沿う計画とした。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	関西国際戦略総合特別区域地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月28日
地域協議会の構成員	別紙のとおり
協議を行った日	平成24年2月13日 関西国際戦略総合特別区域地域協議会 第2回委員会を書面開催
協議会の意見の概要	国際戦略総合戦略特区計画に係る認定申請書について承認。
意見に対する対応	なし

関西国際戦略総合特別区域地域協議会構成員名簿

(順不同)	
株式会社iTest	阪急電鉄株式会社
アスピオファーマ株式会社	阪神電気鉄道株式会社
伊藤忠商事株式会社	日立造船株式会社
エイチ・アール・オーサカ株式会社	富士電機株式会社
NTTサービスインテグレーション基盤研究所	古河電気工業株式会社
大阪ガス株式会社	古河電池株式会社
大阪港埠頭株式会社	三菱自動車工業株式会社
小野薬品工業株式会社	三菱重工業株式会社
オムロン株式会社	ミズノ株式会社
オリックス不動産株式会社	三菱地所株式会社
川崎重工業株式会社	株式会社明電舎
関西国際空港株式会社	株式会社三井住友銀行
関西電力株式会社	株式会社三菱東京UFJ銀行
キヤノン株式会社	株式会社みずほ銀行
京セラ株式会社	株式会社りそな銀行
京セラコミュニケーションシステム株式会社	株式会社池田泉州銀行
株式会社京都銀行	株式会社関西アーバン銀行
株式会社けいはんな	株式会社近畿大阪銀行
神戸港埠頭株式会社	株式会社大正銀行
参天製薬株式会社	国立大学法人京都大学
CKTS株式会社	国立大学法人大阪大学
GEヘルスケア・ジャパン株式会社	国立大学法人神戸大学
株式会社ジーンデザイン	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
塩野義製薬株式会社	京都大学原子炉実験所
シスメックス株式会社	大阪大学微生物病研究所
株式会社島津製作所	公立大学法人京都府立大学
シャープ株式会社	公立大学法人京都府立医科大学
住友商事株式会社	公立大学法人大阪府立大学
住友電気工業株式会社	公立大学法人大阪市立大学
積水ハウス株式会社	兵庫県立大学
大研医器株式会社	関西大学
大日本住友製薬株式会社	関西学院大学
武田薬品工業株式会社	慶應義塾大学
株式会社東芝	同志社大学
株式会社ナレッジ・キャピタル・マネジメント	学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学
株式会社南都銀行	甲南大学先端生命工学研究所
西日本旅客鉄道株式会社	独立行政法人医薬基盤研究所
ニチコン株式会社	独立行政法人国立循環器病研究センター
日新電機株式会社	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
ニプロ株式会社	独立行政法人産業技術総合研究所関西センター
日本アイ・ビー・エム株式会社	独立行政法人情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所
日本イーライリリー株式会社	独立行政法人都市再生機構
日本ベーリングインターナショナル	独立行政法人日本原子力研究開発機構関西光科学研究所
日本ユニシス株式会社	独立行政法人理化学研究所計算科学研究所
パナソニック株式会社	独立行政法人理化研究所計算科学研究所

独立行政法人理化学研究所発生・再生科学総合研究センター	京都府
独立行政法人理化学研究所播磨研究所	大阪府
地方独立行政法人神戸市民病院機構中央市民病院	兵庫県
兵庫県放射光ナノテク研究所	京都市
公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団	大阪市
公益財団法人神戸国際医療交流財団	神戸市
公益財団法人都市活力研究所	
財団法人大阪科学技術センター	奈良県
財団法人大阪バイオサイエンス研究所	奈良市
財団法人関西文化学術研究都市推進機構	京田辺市
財団法人高輝度光科学研究センター	木津川市
財団法人計算科学振興財団	精華町
財団法人地球環境産業技術研究機構	吹田市
財団法人国際高等研究所	枚方市
財団法人先端医療振興財団	茨木市
株式会社国際電気通信基礎技術研究所	箕面市
	四条畷市
社団法人神戸市医師会	交野市
社団法人兵庫県医師会	熊取町
内航フィーダー協議会	生駒市
兵庫県港運協会	
大阪港運協会	
大阪医薬品協会	
組込みシステム産業振興機構	
公益社団法人関西経済連合会	
社団法人関西経済同友会	
京都商工会議所	
大阪商工会議所	
神戸商工会議所	
奈良商工会議所	

以上137団体(2011年9月30日現在)

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	関西国際戦略総合特別区域地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月28日
地域協議会の構成員	別紙のとおり
協議を行った日	平成24年6月14日 関西国際戦略総合特別区域地域協議会 第4回委員会を書面開催
協議会の意見の概要	総合特別区域計画に係る第2回認定申請書について承認。
意見に対する対応	なし

関西国際戦略総合特別区域地域協議会構成員名簿

(順不同)

株式会社iTest	パナソニック株式会社
アステラス製薬株式会社	阪急電鉄株式会社
アスピオファーマ株式会社	阪神電気鉄道株式会社
株式会社アテックス	日立造船株式会社
伊藤忠商事株式会社	富士電機株式会社
株式会社エイアンドティー	古河電気工業株式会社
エイチ・アール・オーサカ株式会社	古河電池株式会社
NTTサービスインテグレーション基盤研究所	株式会社ペネシス
株式会社エム・システム技研	株式会社ペプチド研究所
エレクセル株式会社	ミズノ株式会社
大阪ガス株式会社	三菱自動車工業株式会社
大阪港埠頭株式会社	三菱重工業株式会社
小野薬品工業株式会社	三菱地所株式会社
オムロン株式会社	株式会社明電舎
オリックス不動産株式会社	株式会社池田泉州銀行
鹿島リース株式会社	株式会社関西アーバン銀行
川崎重工業株式会社	株式会社近畿大阪銀行
株式会社カン研究所	株式会社大正銀行
関西国際空港株式会社	株式会社日本政策投資銀行
関西電力株式会社	株式会社みずほ銀行
キヤノン株式会社	株式会社三井住友銀行
京セラ株式会社	株式会社三菱東京UFJ銀行
京セラコミュニケーションシステム株式会社	株式会社みなど銀行
株式会社京都銀行	株式会社りそな銀行
株式会社けいはんな	国立大学法人京都大学
神戸港埠頭株式会社	国立大学法人大阪大学
参天製薬株式会社	国立大学法人神戸大学
CKTS株式会社	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
GEヘルスケア・ジャパン株式会社	京都大学原子炉実験所
株式会社ジーンデザイン	大阪大学微生物病研究所
塩野義製薬株式会社	公立大学法人京都府立大学
シスマックス株式会社	公立大学法人京都府立医科大学
株式会社島津製作所	公立大学法人大阪府立大学
シャープ株式会社	公立大学法人大阪市立大学
住友商事株式会社	兵庫県立大学
住友電気工業株式会社	関西大学
積水ハウス株式会社	関西学院大学
千寿製薬株式会社	慶應義塾大学
大研医器株式会社	同志社大学
大日本住友製薬株式会社	学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学
武田薬品工業株式会社	甲南大学先端生命工学研究所
TAOヘルスライフアーマ株式会社	独立行政法人医薬基盤研究所
株式会社東芝	独立行政法人国立循環器病研究センター
株式会社豊田中央研究所	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
株式会社ナード研究所	独立行政法人産業技術総合研究所関西センター
株式会社ナレッジ・キャピタル・マネジメント	独立行政法人情報通信研究機構けいはんな研究所
株式会社南都銀行	独立行政法人都市再生機構
西日本旅客鉄道株式会社	独立行政法人日本原子力研究開発機構関西光科学研究所
ニチコン株式会社	独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構
日新電機株式会社	独立行政法人理化学研究所発生・再生科学総合研究センター
ニプロ株式会社	独立行政法人理化学研究所播磨研究所
日本アイ・ビー・エム株式会社	独立行政法人理化学研究所神戸研究所
日本イーライリリー株式会社	地方独立行政法人神戸市民病院機構中央市民病院
日本ベーリングガーインゲルハイム株式会社	
日本ユニシス株式会社	

兵庫県放射光ナノテク研究所	京都府
公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団	大阪府
公益財団法人神戸国際医療交流財団	兵庫県
公益財団法人都市活力研究所	京都市
公益財団法人大阪バイオサイエンス研究所	大阪市
公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構	神戸市
公益財団法人高輝度光科学研究センター	奈良県
公益財団法人地球環境産業技術研究機構	奈良市
一般財団法人大阪科学技術センター	京田辺市
一般財団法人阪大微生物病研究会	木津川市
財団法人計算科学振興財団	精華町
財団法人国際高等研究所	吹田市
財団法人先端医療振興財団	枚方市
株式会社国際電気通信基礎技術研究所	茨木市
神戸がん医療推進合同会社	箕面市
社団法人兵庫県医師会	四条畷市
社団法人神戸市医師会	交野市
内航フィーダー協議会	熊取町
兵庫県港運協会	生駒市
大阪港運協会	
大阪医薬品協会	
医療法人康雄会	
組込みシステム産業振興機構	
SPring-8 利用推進協議会	
公益社団法人関西経済連合会	
社団法人関西経済同友会	
京都商工会議所	
大阪商工会議所	
神戸商工会議所	
奈良商工会議所	

以上157団体(2012年6月15日現在)

(別紙) 関西イノベーション国際戦略総合特区における留保条件への対応

1 イノベーションの対象分野について、より明確に優先順位付けを行うこと

提案3 2事業のうち、関西の共通の基盤となる重点7事業に注力する。

イ) 事業実施段階ごとに、事業熟度、地区間連携による相乗効果、重要な規制の特例提案などを踏まえ、関西が共同で取り組む重点事業の整理を継続的に実施する。

⇒提案の**32**事業から**7**事業を平成**24**年度第1フェーズとして取り組む事業に絞り込む。**7**事業を共通の基盤として、他の個別の産学官連携の**25**事業の取り組みを加速し、概ね**3**年で産業化を図る。

【重点7事業】

① 地域資源を利用した審査体制・治験環境の充実

～PMDA-WE ST機能の整備及び治験センター機能の創設～

② 放射光とシミュレーション技術を組合せた革新的な創薬開発の実施

③ SPring-8を活用した次世代省エネ材料開発・評価

～科学技術基盤を活用した実用化促進、産業界の利用促進～

④ バッテリー戦略研究センター機能の整備

⑤ スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備

⑥ 医療機器等事業化促進プラットフォームの構築

⑦ 医薬品・医療機器等の輸出入手続きの電子化・簡素化

ロ) 今後の進捗管理にあたっては、外部の有識者の助言等を得ながら、各事業間の連携や、選択と集中を図る(順次産業化)。

⇒共通の基盤として取り組む重点7事業での検証を他の個別**25**事業に反映し、相乗効果を發揮する。

2 既存の研究機関等の有効活用について、対象となる研究機関等の現状評価と今後の運営方針を明確にすること

(1) 関西の現状及び課題

イ) 関西の個別の研究機関等では、国際競争力を有する研究成果が生まれているが、実用化までに長期間を要している。日本・関西が優位性を有しているライフサイエンス、新エネルギー産業の世界市場における地位も低下の危機に瀕している。

(例) 大阪大学と中外製薬株式会社で日本初の抗体医薬品の製品化に成功。しかし、実用化に約**20**年を要し、しかも次の抗体医薬品が生まれていない。大学・研究機関には産業化(薬事申請)に向けた治験に必要な環境(人員配置等)が未整備な状況にとどまっており、国際共同治験実施施設などの数も少ない。(国際標準:ICH-GCP(日米欧合意の臨床試験実施基準))

すなわち、ライフサイエンス分野では、我が国は基礎研究で世界のトップレベルにあるが、臨床研究や国際共同治験実施数で見劣りし、欧米や中国・韓国といったアジア諸国にも劣後している。(参考資料参照)

個々の大学や研究機関のポテンシャルは高いものの、産業化に必要な臨床試験や治験環境が関西の各機関でも未整備であり、これらの研究機関への同分野への資源投入が不十分で産業の国際競争力強化に結び付いていないという反省すべき課題がある。

ロ) 研究開発の結果、実用化されても製品の性能が客観的に評価されず、強みが活かされないなど多くの課題がある。

(例) 蓄電池の産業利用が脚光を浴びるも、近年、大学・研究機関において十分な資源が投入されてこなかった。現在、高性能蓄電池の開発（京都大学、理化学研究所、産業技術総合研究所関西センター）が進むが、産学官で性能・安全性の標準化・認証という視点での研究機関や企業間での連携が伴わず、海外との差別化を図ることができないため、製品が価格競争に巻き込まれ、世界シェアを奪われている。

すなわち、例えば、蓄電池は従来、基礎研究の対象とされにくく、また、製品として実用化が図られても、その評価の標準化・認証といった分野（評価科学）に我が国では十分な資源が投じられてこなかった。

個々の大学・研究機関の指向と実際の産業活動面で求められる評価との連携（評価手法の確立）が不十分で、産業の国際競争力強化に結び付いていないという反省すべき課題がある。

（2）対応

上記のような課題を解決するため、総合特区によって大きく転換し、連携や共同を進めて府県域を越えたイノベーションの仕組み（プラットフォーム）を整備する。例えば、医薬品、医療機器の審査体制や治験体制の整備、先端技術分野における産学官連携の仕組み、スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備によるスマコミ関連技術・実証成果の発信、といったプラットフォームを構築することにより、研究開発から実用化、産業化の評価・認証の環境整備に取り組み、産業の国際競争力強化とスピードアップを図る。

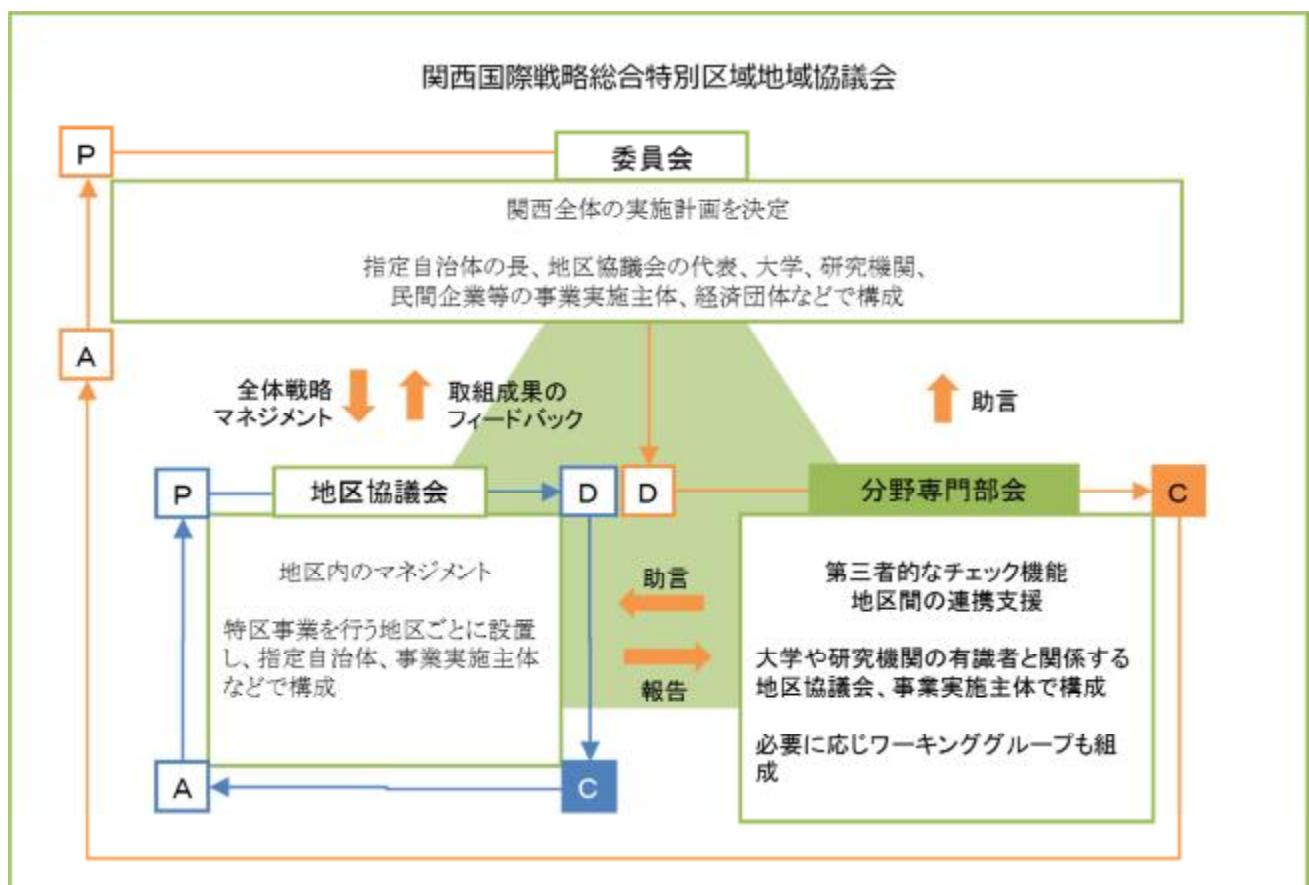
【規制改革の優先協議の項目例】

1. PMDA－WEST機能の整備（治験センター機能の整備を含む）
2. ヒト幹細胞を用いた臨床研究の実施に係る手続の特例（高度医療に関する権限委譲含む）
3. 国有財産法等の特例（旧「私のしごと館」の活用によるスマートコミュニティオープンイノベーション機能の整備）

3 研究成果（シーズ）実用化の実績等について厳格に評価すること

地域協議会において一体的なガバナンス体制を整備し、P D C Aサイクルによる適切な評価を行う体制を構築する。

- ・全体マネジメントを行う地域協議会委員会と各地区の事業を、責任を持って推進する地区協議会が適切に役割分担。
- ・分野ごとに専門部会を設置し、外部の有識者や事業者等の意見、助言を取り入れ。
- ・関西広域連合において、新たに「特区推進室」を設置し、地域協議会の地方自治体側の事務局機能を強化。



<参考資料>

【参考】留保条件1への対応

関西イノベーション国際戦略総合特区 提案32事業

平成24年度は共通の基盤となる重点7事業に注力。
他の25事業は概ね3年で产业化。

科学技術基盤の活用

- ①放射光とシミュレーション技術を組合せた革新的な
新規開発の実現
- ②PMDAを活用した次世代省エネ材料開発・評価
～科学技術基盤を利用した共同化促進、産業界の共同促進～
- 事業化の促進**
- 【ライフサイエンス】**
 - ③地場資源を活用した医療・研究・施設環境の充実
～PMDA-WEST機能の整備及び治療センター機能の創出～
 - ④医療機器事業化促進プラットフォームの構築
- 【グリーン分野】**
 - ⑤スマートコミュニティオーブンイノベーションセンター
機能の構築
 - ⑥バッテリー研究センター機能の構築
- インフラの整備**
- ⑦医薬品・医療機器の輸出入手続の電子化・
簡素化

第1フェーズ (H24)

第2フェーズ (H25)

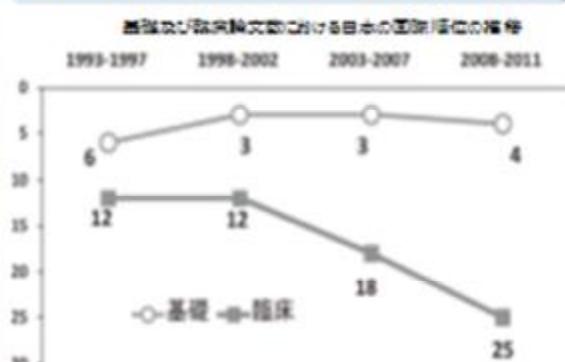
第3フェーズ (H26～)



【参考】留保条件2への対応

関西の個別の研究機関等では、国際競争力を有する研究成果が生まれているが、実用化までに長期間を要している。日本・関西が優位性を有しているライフサイエンスの世界市場における地位も低下の危機に瀕している。

日本のライフサイエンスは基礎研究の論文数で世界トップレベルを堅持しているものの、臨床研究の論文数では国際的に見ても低位にある。



注：1993-1997、1998-2002、2003-2007の数字は「世界主要研究機関別論文数」
「世界主要研究機関別論文数」による。
出所：The Science Citation Index (SCI) をもとに作成（2012年1月21日現在）

臨床面の指標となる国際共同治験実施施設は米国・欧州に大幅に劣後し、アジア諸国と比べても少ない。

国際共同治験実施施設数の上位40か国

順位	国名	件数	順位	国名	件数
1	アメリカ	41,711	24	デンマーク	1,256
2	イギリス	8,426	25	オーストリア	1,255
3	カナダ	6,265	26	ヒンズバーグ	1,254
4	フランス	5,225	27	ヘルシンキ	1,251
5	ドイツ	4,020	28	ノルウェー	1,250
6	イタリア	2,714	29	ソウル	1,247
7	オランダ	2,292	30	ロサンゼル	1,246
8	オーストラリア	2,000	31	モントリオール	1,245
9	オランダ	1,956	32	ソウル	1,244
10	ロシア	1,543	33	ルーヴル	1,243
11	ベルギー	1,422	34	ソウル	1,242
12	オランダ	1,077	35	トリニティ	1,241
13	ブリュッセル	1,027	36	ブリュッセル	1,240
14	米国	1,026	37	ロンドン	1,239
15	ブリュッセル	1,011	38	パリ	1,238
16	ノルウェー	1,001	39	ブリュッセル	1,237
17	イングランド	1,000	40	ソウル	1,236
18	オランダ	1,007	41	ソウル	1,235
19	オランダ	1,009	42	ブリュッセル	1,234
20	コロラド	1,012	43	ブリュッセル	1,233

注：本結果は、2002-2007年の累積で算出している。出典：The Science Citation Index (SCI) をもとに作成（2012年1月21日現在）

関西イノベーション国際戦略総合特区国際競争力強化方針

〔 平成23年12月22日
内閣総理大臣決定 〕

1. 産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

医薬品、医療機器、先端医療技術（再生医療等）、先制医療、バッテリー及びスマートコミュニティを当面のターゲットに、今後、我が国だけでなく、アジア等で大きな課題になる高齢化やエネルギー問題に対応できる、課題解決型ビジネスの提供、市場展開を後押しする仕組みの構築を目指す。

これにより、スピード感をもって、我が国経済の再生と震災からの復興に貢献するとともに、我が国やアジア等の医療問題や環境問題を克服し、持続的な発展に寄与する国際競争拠点を形成していくことを目標とする。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

＜実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを次々に創出する仕組みの整備＞
アジア等における新興市場が拡大する中で、以下の要因のために我が国産業は競争力を低下させ危機的な状況にある。

- ① スピード感をもった開発・市場展開に欠ける。
- ② 高い性能、品質を生かせず、コスト競争で負けてしまう。
- ③ 多様で複雑化する社会課題に対応できる課題解決型ビジネスを開拓できない。

これら要因を克服することが課題であり、多くのシーズ、知的財産を保有する我が国の产学の強みを実用化、事業化につなげるため、個々の企業や地域単独での取組だけでは困難なイノベーションを創出するための環境を整備する必要がある。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

先端的なシーズや研究成果をいち早く実用化し、市場化に結びつけるイノベーション

を次々に生み出す世界レベルの仕組み「イノベーションプラットフォーム※」を構築する。

※ 企業や地域単独では解決できない政策課題について、府県域を越えて資源を集中化して取組むことで、次々にイノベーションを創出することにより実用化・市場化を図っていく仕組み。

① 研究、開発から実用化へのさらなるスピードアップと、性能評価等による国際競争力の強化

i) シーズから事業化までのスピードアップ促進

ビジネスサイクルの遅れや高コスト構造の改善の遅れは、現在の円高問題のように国外への技術や企業の流出圧力が強まれば、一気に産業の空洞化を招く恐れが大きいため、国内で「ビジネスのスピードを飛躍的にアップ」できるような仕組みづくりやビジネスコストの低減に向けた取り組みの集中的な実施を図る。

ii) 高い性能を差別化に結び付けるための評価基準の確立と規格化、標準化の促進

我が国技術の強みを競争力の向上に結び付けるため、「有効性・安全性評価」など「性能評価等による製品の差別化」により、新市場を創出する機能の一体的な整備を図る。

② 多様な産業・製品技術の最適な組み合わせによる国際競争力の強化

i) 先端技術分野における产学研官連携の取組み

京阪神の大学や研究機関が有する先端技術分野のシーズを生かすため、产学研官連携の仕組みを強化することでより早期の実用化を図る。

ii) ソリューション型ビジネスの促進とマーケットニーズに応じた戦略的な海外展開

アジア等における新興市場が今後大きく成長する中、我が国がイニシアチブをとるために、優れた技術や製品を最大限生かすような最適な組み合わせを図る「パッケージ化を進めていく戦略」が重要であり、产学研官の連携により、そのための促進機能（オープンイノベーションの仕組み）の整備を図る。

また、「課題解決型のソリューション力」を武器に、官民あげて集中的なプロモーションやマッチングを促進するための機能提供を図る。

③ イノベーションを下支えする基盤の強化

i) イノベーションを担う人材の育成・創出等

産業の知識集約型化が進む中で、人材育成や世界からの人材誘致をいかに進めいくかが産業の競争力強化のために重要なことから、関西が产学研官の連携によ

り、このための人材育成、人材誘致に係るプラットフォームの提供を図る。

多様なプレイヤー、人材がイノベーションに向けた事業展開を図り、新たな市場に参入していくようるものづくり中小企業の参入促進、ベンチャーの新たな取組を支援する基盤の強化を図る。

ii) 産業・物流インフラの充実強化によるイノベーション促進

海外とのネットワーク性が重視され、海外展開を支える産業基盤としてますます役割が大きくなっている関西国際空港や阪神港などの物流機能を、アジア等における新興市場とのネットワークを太くし、イノベーションの創出効果をさらに高めるために貢献する基盤として強化を図る。

産業活動と物流ネットワークの関係性を踏まえ、関西国際空港においては、スピードと品質、ネットワークの多様性に係る「世界最高水準のクールチェーン」を構築するとともに、阪神港においては国内コンテナ貨物の集荷機能の強化、港湾コストの低減等を図ることで、日本・関西産業のグローバル展開を加速、産業イノベーションを下支えする。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし